

## 平成20年第2回嵐山町議会定例会

---

### 議事日程（第2号）

6月5日（木）午前1

〇時開議

#### 日程第 1 一般質問

第2番議員	青柳賢治	議員
第7番議員	河井勝久	議員
第3番議員	金丸友章	議員
第1番議員	畠山美幸	議員
第12番議員	松本美子	議員
第9番議員	川口浩史	議員

---

#### 〇出席議員（14名）

1番	畠山美幸	議員	2番	青柳賢治	議員
3番	金丸友章	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	吉場道雄	議員	6番	藤野幹男	議員
7番	河井勝久	議員	8番	村田廣宣	議員
9番	川口浩史	議員	10番	清水正之	議員
11番	安藤欣男	議員	12番	松本美子	議員
13番	渋谷登美子	議員	14番	柳勝次	議員

---

#### 〇欠席議員（なし）

---

#### 〇本会議に出席した事務局職員

事務局長	杉田豊
書記	菅原広子
書記	石橋正仁

---

#### 〇説明のための出席者

岩	澤		勝	町	長
高	橋	兼	次	副 町	長
安	藤		實	総 務 課	長
金	井	三	雄	政策経営課	長
富	岡	文	雄	税 務 課	長
中	嶋	秀	雄	町 民 課	長
井	上	裕	美	健康福祉課	長
田	邊	淑	宏	環 境 課	長
水	島	晴	夫	産業振興課	長
木	村	一	夫	都市整備課	長
小	澤		博	上下水道課	長
安	藤	高	二	会計管理者兼会計課	長
加	藤	信	幸	教 育 長	
小	林	一	好	教育委員会学務課	長
田	幡	幸	信	教育委員会生涯学習課	長
水	島	晴	夫	農業委員会事務局	長
				産業振興課長兼務	

### ◎開議の宣告

○柳 勝次議長 皆さん、おはようございます。ただいま出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、平成20年嵐山町議会第2回定例会第3日の会議を開きます。

(午前10時00分)

### ◎諸般の報告

○柳 勝次議長 ここで報告いたします。  
本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。  
それでは、直ちに本日の会議を開きます。

### ◎一般質問

○柳 勝次議長 日程第1、一般質問を行います。  
順次質問を許可します。

### ◇ 青柳賢治議員

○柳 勝次議長 本日最初の一般質問は、第2番議員、青柳賢治議員。  
〔2番 青柳賢治議員一般質問席登壇〕

○2番(青柳賢治議員) 第2番議員、青柳賢治です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて一般質問させていただきます。

まず、第1点目でございますが、暫定税率の期限切れによりまして、4月の1カ月間、揮発油税などの税収が入らなかったこととなりました。これにつきましては、暫定税率の執行期間中の地方の減収については、国の責任で財源措置をするという閣議決定もありまして、さらに5月14日には国土交通省より臨時交付金6,500億という金額が300億円ほど減らされて各自治体に配付をするというふうに聞きました。その中で、この減収が嵐山町の20年度の事業予算にどのように影響してくるのか、またそれに対しまして、町の対応をお尋ねいたします。

第2点目でございますが、財政健全化法施行、町長の施政方針のところにもございましたけれども、平成20年4月1日より地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部が施行され、平成19年度決算から公表しなければなりません。この財政の健全化法は、52年ぶりの改正ということでございます。いろいろなニーズをくみ上げた自治体がしっかりと、自分の自治をとり行っていくという意味では非常に大切な指標になってくるのではないかと思います。この中で4つの指標がそれぞれ範囲を決められまして、財政健全化法の中でいわゆる財政再生基準、それから早期健全化基準というものが定められております。その中で新しく指標として将来負担比率というものが、新しくこの指標の中に組み入れてございますが、できるものでしたら、18年度の決算の中でいろいろな数値が動くことでございますけれども、比率をお示しいただければありがたいと思います。

第3点目でございますが、地域コミュニティ事業第2ステージということでございます。各地区におきまして、このコミュニティ事業は、グラウンドゴルフ、カラオケ、美化機具等の購入に幅広い地域経営のまちづくりの活動となって発展、拡大しております。ある地区におきまして、親子3代、親、子、孫にわたりまして事業を展開していると聞いております。今は薄くなりつつある世代間の関係を再構築する事業かと思われまします。まさにこれがコミュニティの核づくりと言えるのではないかと思います。今年、各地区におきまして、13地区のコミュニティ事業が予定されると聞いております。そのような事業の中に、ぜひともこのような視点を取り入れていただくとともに、できましたら、このような親子3代にわたっているような活動の事例をお示しいただいて、お聞かせいただければと思います。

以上、3点お尋ねいたします。

○柳 勝次議長 それでは、順次答弁を求めます。

まず、金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えをいたします。ナンバー2とナンバー3につきまして私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、財政健全化法施行の備えはということでございますけれども、地方公共団体の財政再建制度につきましては、地方財政再建促進特別措置法というものが昭和30年に制定されまして、今日まで来ていたわけですが、その中でやはり財政情報の開示や早期是正機能等がないということで課題があったということで、国はそれを踏まえまして、平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる地方公共団体財政健全化法及び関連政省令が定められたところでございます。ご指摘のとおり、財政指標の関係につきましても、細かく記述がされております。そして、これについて平成18年度決算ベースでどうなるかということでございます。

まず、1点目の実質赤字比率でございます。これにつきましては、早期健全化計画をつくる場合は11.25%から15%になった場合にはこれをつくりなさい、また財政の再生計画をつくる場合は20%以上ですと示されてございます。嵐山町のこの比率につきまして計算しますと、数値ゼロでございます。というのは、黒字でありますので、赤字比率はないということでございます。

続きまして、連結実質赤字比率でございますが、早期健全化につきましては16.25%から20%まで、財政の再生計画につきましては30%以上ということでございますが、嵐山町は黒字でございますので、数値はなしでございます。

次に、実質公債比率でございますが、これにつきましても、早期健全化計画は25%以上、財政再生計画につきましては35%以上でございます。ただし、地方債の協議制度につきましては18%以上になると国と協議をしなければならないということになります。これにつきましては、3年間の税金で出す決まりになっておりまして、平成18年度を計算いたしますと13.4%でございます。今のところ問題はないのかと。あと、将来負担比率につきましては、350%以上が早期健全化計画をつくりなさいということになっております。これにつきましては、比企広域とか衛生組合、あと広域連合の嵐山町の負担割合がまだ確定されておりませんので、この数値は現在出ておりませんので、ご容赦いただければと思えます。18年度の計算をさせていただきますと、嵐山町では早期健全化計画とか、再生計画を作成するまでには至らないと考えております。なお、平成19年度につきましては、8月の決算審査で監査委員さんの監査を受けまして、9月議会に報告をすることが義務づけられておりますので、9月になりましたら、また議会のときに19年度決算につきましてこの4つの指標につきまして報告をさせていただきた

と思いますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、3点目の地域コミュニティ事業の関係でございますけれども、これにつきましては、平成19年度でこの補助制度を活用していただきました団体が20団体ございます。内容的には複数の事業を各団体で実施しております。一番多いのが環境美化事業が26団体、健康づくり事業が12団体、地域の交流事業、きつこの3世代等につきましても、この地域の交流事業かと思いますが、これが10団体、あと敬老事業が7団体、防犯、防災事業が5団体、子育て事業が3団体と、このような内容で各団体とも積極的に地域コミュニティ事業に参画をしていただきました。この事業につきましては、ご承知のとおり、平成17年に立ち上げまして、3年間のサンセット方式で、3年間で制度をメニューを廃止を予定しておりましたけれども、地域の方々からぜひこの事業を継続してほしいという要望が大変多くありましたので、また20年度から新たに3年間の継続事業で実施をしているということでございます。青柳議員さんが言われましたとおり、世代間の交流が希薄になり、地域コミュニティが崩壊しつつある中で、各団体でみずから考えた事業を展開していただけることは、町にとりましても大変ありがたいことだと思っております。平成20年度につきましても、既に9団体から申請が来ておりまして、世代間交流、地域交流事業、敬老事業、健康事業等、今までに各団体でやっておりましたメニューの中から特に地域のコミュニティ事業に期すものであろうという事業につきまして新たな制度として立ち上げましたので、これがまた地域力の向上につながればと考えております。

以上、よろしく願いを申し上げます。以上です。

○柳 勝次議長 次に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 青柳議員さんの1番目の暫定税率の期限切れによる減収の影響についてお答えをさせていただきます。

通告に従いましてお答えさせていただきますが、道路の特定財源、これにつきましては、大変マスコミ等で大きく報じられておりまして、だれもがご存じの内容となっております。そういう中で、ガソリン税における暫定税率を含む租税特別法案の改正案、これにつきましては国会で期限切れを迎え、4月30日に再可決をされたということでございます。そして、暫定税率の影響というのが新聞等でも大きく報道されておりますけれども、国、地方に大きく財源に穴をあける結果になったわけですが、発表では地方だけで9,000億円と報じられております。埼玉県では、暫定税率が廃止された場合の年間で約250億円の減収、これも発表されました。そして、嵐山町では、これらの試算に基づきますと、1年間で約9,000万円、月に直しますと約770万円の減額になるだろうというふうに考えておりました。しかし、先ほど

申しましたように、4月30日の再可決によりまして、自動車の重量税につきましては、4月末の期限切れであったため影響はなくて、それにより試算をいたしますと350万円の減収、こういうことが見込まれます。そして、平成19年より始めておりますこのまちづくり交付金におきましても、平成19年度は揮発油税が13.6%入ってございましたけれども、平成20年度においては揮発油税を充当しない旨の連絡が入っておりますので、まちづくり交付金における事業の影響はない、受けないということでございます。

そして、議員さんもおっしゃいましたけれども、政府与党では暫定税率廃止後の影響と、これにつきましては、お話がありましたように、国の責任で適切な措置を講じる、そういうことに決定をいたしておりますので、方法は今のところわかりませんが、何らかの形で措置がなされるのではないかと、いうふうに信じているところでございます。そして、もし措置をされない場合でも、普通交付税の基準財政収入額のほうが減りますので、それによってその分、交付税が上げてもらえるのではないかと、いうふうに考えております。しかし、国ではその交付税自体の絞ってもきているわけございまして、それを措置をされない場合には、350万円の持ち出しということになってしまうわけですが、そのときには今までいろんなところでやっていますように、経費の節減だとかいうことをやっつけていかなければならないというふうに思っております。それから、それでも賄い切れない場合には、基金の取り崩しとか、最悪そういうような状況になるかなというふうに思っております。そこまですでにいかないでどうにかなるというふうに期待をしているところでございます。

以上でございます。

○柳 勝次議長 第2番、青柳議員。

○2番(青柳賢治議員) それでは、2番目の財政健全化法の点について1点お尋ねさせていただきますが、将来負担比率というもののの中に、いろいろ調べていきますと、嵐山町の、これはいわゆる国の強い指導よりも早期健全化というようなものが、先ほど金井政策課長のほうから全く心配ないというような形でいただきましたけれども、いろいろな事業が、例えば特別会計なんかでもあります。そのようなものの繰出金を一般会計から考えたときも、大体その国から出てきているようなところの350%というようなものは、今の嵐山町の状態の中で、そう厳しくないというふうな形が、今の段階ですけれども、いろいろなものが職員の皆さんの退職金、給与のところ入ってきます。そのようなところでいかなるものかということをお答えいただければありがたいです。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答え申し上げます。

将来負担比率の関係でございますけれども、基本的には標準財政規模がございまして、その3.5倍というふうに考えていただければと思うのですが、そうしますと、嵐山町の標準財政規模が40億でございます。それに臨時財政対策債も入ってくるかと思うのですが、それに含めた3.5倍ですから120億以上になるかと思っております。それ以上を超えた場合に、将来負担比率については、再生計画ではなくて健全化計画のほうで該当してくるわけですが、ふえた場合にはそれを健全化計画をつくることになると思うのですが、今現在、嵐山町の起債残高は96億でございます。毎年2億ずつ減っておりますので、当分の間、心配はないかというふうに考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 第2番、青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) 最後になりますけれども、この非常に財政健全化法については、その比率内にあるからよしとするのではなくて、町長もおっしゃっていますけれども、その中でやはり町民に先々考えたときに、やはり自治体というもの自分の力でいろんなものを最後には返済していかなくてはなりません。そのような意味も含めて、この財政健全化法には、議員はもちろんですが、執行部の町長をはじめ皆様にしっかりと取り組んでいただきたいというふうをお願いいたします。

以上です。

○柳 勝次議長 要望事項で結構ですね。どうもご苦労さまでした。

---

#### ◇ 河 井 勝 久 議 員

○柳 勝次議長 続いて、本日2番目の一般質問は、第7番議員、河井勝久議員。

[7番 河井勝久議員一般質問席登壇]

○7番(河井勝久議員) 第7番議員、河井勝久です。議長のご指名を受けましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、大きく分けて3点についてお聞きいたします。まずは住みよいまちづくりについてであります。住民による自治を具体的に示していく地方分権一括法が制定されてから10年間、進んでいるように思われる地方分権に向けての作業が、主体となる地方自治体に元気を与えていないと言われております。何がそうさせているのかはさまざまな課題がありますが、地域の特性に合った自治体独自のまちづくりを展開することが求められているので

はないでしょうか。地方分権を進めてきた10年間で町の行財政運営、またまちづくりにかかわるさまざまな課題についてどう変化したのか。メリット、デメリット論を含めてお聞きいたします。

新しい分権社会をつくるのに当たって、住民がまちづくりに問題意識を持つことが重要であると言われておりますけれども、これがなければさまざまなまちづくりの方向が示されてこないわけではありますが、必要なのは町の憲法である住民基本条例、住民参加のまちづくり条例の制定が必要であると思います。これまでも町はこの条例について研究、検討をしていきたいと答えてきましたけれども、既に数年の年月が経過してきました。検討はどこまで進んでいるのか、お聞きいたします。まちづくりは、そこに住む住民が意識を持って協働参加することが大切であり、既に多くの自治体がまちづくり条例を制定して住民参加の協働のまちづくりが進んでおりますが、協働のまちづくりについての考え方をお聞きいたします。

次に、生活道路の改善についてであります。住民にとって国道、県道、町道、すべてが生活道路でありますけれども、とりわけ町に長く住み生活をしてきた各地区の狭幅道の改善が進んでいないところがあります。現在、地域の改善の進んでいない狭幅道の未舗装の割合、また具体的な改善策について伺います。お年寄りや弱者の足を確保してきた福祉循環バスが老朽化のために廃止され、民営バス会社による広域路線バスが走るようになりました。しかし、地域によってはその恩恵に属さない不便なところが多くなりました。町民の利便性を図る直営町営バスを町民の足確保のために復活することはできないのかとの声が多く出ております。問題点は何かを含め町民の考え、システムを変更した形での循環バスの復活させる考えはないか、伺います。

次に、4月より町民要望があり、取り入れられたとする防災無線による朝7時のチャイム、正午のサイレンについて、廃止後の町民の反応は、また賛否の声が町にどう届いているのか、お伺いいたします。

世界経済の変化と投機マネーによる石油の原油高、またバイオマスエネルギーへのトウモロコシなどの穀物転化、干ばつによる小麦生産の減少など、穀物価格の変動によって物価上昇が続いております。野放し状態にある今日の状況は、大変な問題であります。これら一連の物価高が消費者、町民に与える影響について、また町財政に与える問題等、町の考えと対策、生活弱者への対応についてお聞きいたします。これらの物価高は、当然学校給食にも影響が出ると思います。子供、生徒を持つ家庭に強いる学校給食費の値上げなどはあるのかどうか、お伺いいたします。

次に、大きな2番として、学校の耐震化について、文科省は、阪神・淡路



大震災、新潟中越地震の教訓から、学校の耐震化を進めてまいりました。5月中旬に発生した中国四川大地震は、授業中の学校を崩壊させ、大量の子供の犠牲者を生みました。犠牲になられた方々に哀悼の意をささげるとともに、町はこれまで進めてきた町内各学校の耐震化の進捗と促進についてお伺いいたします。これまでの耐震化補強について、補助金の交付が補強2分の1、構築、改築3分の1での補強でありましたけれども、過日の新聞報道によると、2006年度の交付金のうち約4分の1が耐震化と直接関係のないプールや体育施設、調理場の整備にも使われたことが財務省の指標で明らかになったと言われております。この問題は、国が用途の決まっている補助金を自治体の裁量で使える交付金にしたために、耐震化以外にも流用したようでありますけれども、嵐山町に支給された交付金の金額が耐震に使用されたのかどうか。ほかの流用はなかったのかどうか、伺います。

次に、後期高齢者医療制度について、この制度は当初から問題がある制度であるというふうになってきました。75歳以上という年齢を限定したこと、年金からの保険料の天引きなどを含め、推進に当たって周知が図られなかったことが保険証の扱いなど混乱を生みました。多くの自治体では、対応を迫られたようでありますけれども、4月実施以降、町に対する問い合わせ、苦情などはどのくらいあったのか。次に、国保から切り離された人は何人いるのか、お伺いいたします。

この後期高齢者医療制度の目的がお年寄りが医療を使わなくする、そしてみずからの健康を保つ自己努力を進める中身でありますけれども、健康を維持し、保つための方策は消えてしまう内容でありますけれども、そこで75歳以上の方の人間ドックの廃止等、特定健診あるいは保健指導はどうなるのか。町の対応についてお伺いいたします。

これまでの老人保健とは違う医療に対し、かかりつけ医などの担当医、また多くの医師、とりわけ7割以上の医師会も制度に反対の異議を唱えております。今世論に押され、政府与党も見直しを進めていますが、野党4党は廃止、もとの老保に戻すことが国会で議論されております。国民がすぐに受け入れられない後期高齢者医療制度は廃止すべきと考えますけれども、これは町長の考え方をお聞きし、質問といたします。

よろしく申し上げます。

○柳 勝次議長 それでは、順次答弁を求めます。

まず、金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 答えをいたします。

1番の①につきましてお答えをさせていただきます。地方分権につきましては、ご承知のとおり、平成5年の衆参両院で地方分権推進に関する決議

から始まっております。福祉やまちづくりなど、身近な行政を地方自治体が自主的、自立的に担えるようにするため、平成7年の地方分権推進法を経て、平成9年7月の国会におきまして、国から地方自治体に権限を移譲するための地方分権改革の柱といたしまして、475本の法律改正案とする地方分権一括法が提案され、可決されまして、平成12年4月から施行になったわけでございます。この改正の最大の目玉は、機関委任事務の廃止でございます。これによりまして、国の自治体への関与も廃止、縮減されました。また、機関委任事務につきましては、自治事務と法定受託事務に再編されまして、600を超えた機関事務のうちの55%が自治事務になりました。それによりまして、地方自治体は、憲法93条で条例を制定する権限が与えられておりましたけれども、機関委任事務につきましては、それを条例を制定することができなかったわけでございますが、今度の自治事務、法定受託事務につきましては、議会の権限が及ぶことになったわけでございます。

また、分権の受け皿といたしまして、地方自治体の基盤整備が欠かせないということで、自治体に一定の人口と財政力、行政処分能力がなければ、幾ら権限移譲されても使いこなせないということで、市町村合併による自治体の力量アップが分権推進の必須条件として合併特例法が改正されたわけでございます。最終段階といたしまして、三位一体改革によります税源移譲、国庫負担金、補助金の見直し、地方交付税の改革の実施、また国の関与の見直しとして地方債の許可制から協議制になった。地方分権は475本の法律のうちさまざまなのが改正されてきたわけでございます。そして、その中で政府が三位一体の改革を打ち出し、国庫補助負担金の改革、税源移譲、交付税削減を一緒に実施をしていく骨太の方針が打ち出されたわけでございます。この3年間で補助金が4兆円削減され、交付税が5兆円削減され、税源移譲が3兆円でございますので、差し引き6兆円が地方へ来る分が減ったということでございます。

地方財政計画もそれにあわせまして、平成13年度は89兆円ございましたけれども、平成19年度は83兆円まで地方財政計画が落ち込んできたということでございます。嵐山町の行財政の運営の関係でございますけれども、この分権の流れを受けまして機関事務が廃止になりましたので、権限移譲が行われてまいりましたけれども、その中でも市町村合併については検討をしてきたというところでございます。嵐山町の税源で言いますと、平成12年度には地方交付税が15億円あったわけですが、平成19年度には臨時財政対策債等を含めて6億円でございます。その差が9億円も削減されてきているという状況でございます。確かに権限移譲等で町の自由度や事務の迅速化は図られてきたものではありますけれども、財源につ

いては大変厳しい状況になってきたということかと思われます。そのため、町では平成16年度から行財政改革に着手いたしまして、人件費を単年度で約1億円、公債費の残高につきましても11億円の削減を行ってきたわけでございます。行政改革を行うことによって、みずから無駄を省いていくことは大変必要なことでございますので、これらのほうで無駄を省いた分についてはほかの費用に充てることができるかと思われます。

ただ、問題は財政が大変厳しい中で、特に町では維持管理費が大幅に削減をされてしまったということがあるかと思われます。あと、どうしても歳入不足で基金の取り崩しを行いましたので、基金の残高が大変底をついてしまったという状況にあるかと思われます。現在、また第2の分権がスタートしておりますので、以前から課題であった税制改革はもちろんのこと、道州制につきましても検討をしているようでございますが、町といたしましては、言うべきことは今後とも言うていかなければ、もうならない時代になっているのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○柳 勝次議長 次に、木村都市整備課長。

○木村一夫都市整備課長 答えいたします。

私からはナンバー1の③の関係についてお答えします。まず最初に生活道路の改善の関係なのですが、平成18年、19年に区から要望されている要件が側溝整備では11件、道路整備について9件、19年度にまた道路整備について5件、あと側溝で8件というようなものが要望されておまして、その中で7割ぐらいのものが実施できたという状況であります。また、町としても側溝の整備また舗装、また改良についても計画をつくり実施しているというのが現状でありまして、年間予算も限りがありますので、町民の要望に全部こたえられていないというのが現状であります。

次に、狭幅道の舗装等の割合の関係なのですが、まず最初に嵐山町で管理している道路の状況なのですが、嵐山町の町道の路線数は、平成19年4月1日現在で3,085路線、実延長で442.5キロ、改良済み路線が191.3キロ、未改良が291.2キロ、舗装済みが196.7キロあります。その中で1級町道では路線数が24路線で実延長が32キロ、改良済み31.5キロ、未改良が0.5キロ、舗装済みが31.5キロあります。次に、2級町道では路線数が27路線で、実延長28.5キロ、改良済み24.9キロ、未改良が3.6キロ、舗装済みが26.6キロというものです。次に、その他の道路が3,034路線、実延長が382キロ、改良済みが134.9キロ、未改良が247.1キロ、舗装済みが138.6キロあります。

以上が嵐山町の状況で、その他の道路の整備または舗装率の悪いとい

うのは、山の中の町道だとか、農地の中の町道が多いためだと思われます。それで、その他の道路の舗装率なのですけれども、36.3%というものであります。

以上です。

○柳 勝次議長 次に、安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 それでは、⑤の防災行政無線についてお答えをさせていただきます。

防災行政無線につきましては、本年の4月1日より定時放送、臨時放送、チャイム放送、それぞれにつきまして見直しを行いました。これは、平成5年3月に当該無線を運用開始をいたしましての社会情勢の変化、それから防災行政無線に対するさまざまな苦情、意見を踏まえての見直しであったわけでございます。町民の皆様からどういう反応があるか、気にしておったわけでございますけれども、今のところ、要望、苦情等は一切ございませんでした。見直した内容が町民の皆様を受け入れられたものというふうに考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 次に、小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 それでは、私のほうから大きな2番の学校の耐震化、①、②につきまして順次お答えをさせていただきます。

まず最初に、①の件でございます。議員さん、ご質問にもございましたように、中国四川省の地震で学校崩壊によります大量の犠牲者が出たこと、ここ毎日、テレビあるいは新聞などで報道されているところでございます。そういった中で、学校施設は児童、生徒が1日の大半を過ごす活動の場であるということとともに、いわゆるこういった非常災害時には地域住民の避難場所としての役割を果たすということから、その安全性の確保、こういったことは極めて重要であるというふうに認識しておるところでございます。

さて、学校の現在までの耐震化の進捗でございます。おかげさまをもちまして、校舎、管理棟につきましては、すべて完了をしているところでございます。残っておりますのが体育館4棟ということでございまして、町内の学校、5校あるわけでございますけれども、玉中の体育館、これについてはこの新しい耐震基準の施行以後のものでございまして、除外されるということでございまして、残りが体育館が4棟残っているというところでございます。

続きまして、促進ということでございますけれども、今後この4棟の体育館につきまして、順次補強工事または改築工事を行ってまいりたいというふうに考えております。

続いて、②でございます。交付金の金額が耐震に使用されているのかと

いう件についてお答えをさせていただきます。新聞によりますと、学校耐震化は、平成17年度以前は、国が用途と申しますか、補助金の用途を決めて補助金を支給していたと。それが18年度以降は、実際の裁量で使える補助金に一部衣がえをされたということで、実際の判断で耐震化以外に使うことも認められて、いわゆる耐震化と並行して施設整備に補助金を活用しているというのが見られると、こういうような報道でございました。本町におきましては、平成8年度の菅谷小学校の教室棟の耐震化工事を皮切りに順次施行してきたわけでございますけれども、18年度以降の補助金を活用しての耐震化の工事はございません。したがって、補助金目的に使っているということでございまして、他への流用はございませんということでございます。

以上でございます。

○柳 勝次議長 次に、中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、私のほうからはナンバー3の1から3につきましてお答えをさせていただきます。

まず、①の4月実施以降、町に対する苦情はということでございますが、後期高齢者制度につきましては、お尋ねがございましたように、4月1日からのスタートでございまして、この件につきまして、本町で電話あるいは訪問等で来町等によりまして、これは確認というか、チェックをさせていただいたものだけでも、4月中に3月17日に保険証を発送させていただいておりますが、4月中までに40件ほどお問い合わせ、そして苦情等がございました。この中身につきましては、一番多かったのが、まず保険料に関するご質問、お問い合わせでございまして、特に国民健康保険税との関係から、自分の保険料は高くなったのか、安くなったのかというような問い合わせ、こちらのほうが15件ほどございました。それから、続いては制度の説明を求めるもの、先ほど議員さんのほうからもお話がありましたように、後期高齢者制度、特に医療費が、今後自分が今までかかっている病院にそのままかかれるのかとか、そういったお尋ね、あるいは中には国民健康保険と一緒にプラスしてこの後期高齢の保険料を払わなくてはいけないのかというような、ちょっとその辺、ご理解の徹底していないところ、認識といえましょうか、先ほど議員さんからもありましたように、この制度に対するご理解、その辺のところ不足だったのかなというようなご質問もございました。こちらのほうが大体10件ほどございます。

それから、保険証に関するご質問、これは郵送によりまして保険証を発送させていただきましたが、そのカードが小さい、保険証が小さいということもございまして、届いているのだけれども、届いていないというようなご質問

というのがございまして、これが10件ほどございました。それから、もう一つは、制度に対する国等への不満、苦情でございまして、こちらのほうが5件ほどございます。これはなぜこのような制度をつくったのかというようなご不満の声でございました。

それから、2番目の国保からの切り離された、何人いるのかということでございますけれども、国民健康保険から後期高齢者医療に移られた方は、本町におきましては4月1日時点で1,328名いらっしゃいます。全体の4月1日時点での後期高齢の被保険者数は1,775人でございまして、うち1,328人が国保から移られたという方でございます。

それから、3番目の75歳以上の方の人間ドックについて、それから特定健診についてということでございます。まず、人間ドックにつきましては、本町の人間ドックの助成につきましては、国民健康保険の保険事業として実施をさせていただいております。したがって、後期高齢のほうに移られました75歳以上の方たちにつきましては対象外になってしまうということでございます。

なお、後期高齢者の特定健診の実施につきましては、特定健診の実施は、これは健康診査という形になっておりますが、高齢者の医療の確保に関する法律の中に各広域連合におきましては、後期高齢者の方々の健康診査を実施するよう努めなければならないという努力義務規定が規定をされております。これに基づきまして、埼玉県の大域連合では、特定健診、健康診査を加入の皆様方に実施をするということで、条例で定まっております。特定健康診査と同様の健康診査を75歳以上の加入者の皆様方に実施をするということで、こちらは広域連合から町のほうに委託を受けて実施をさせていただくものでございます。なお、内容につきましては、今申し上げましたように、国保等の保険者が実施をする特定健診と全く同様の内容を実施をさせていただくというものでございます。

それから、保健指導につきましては、こちらにつきましては、努力義務等の規定はございませんで、基本的には後期高齢の皆様方には保健指導を実施するという規定はございません。ただし、本町におきましては、保健事業といたしまして、住民を対象といたしました保健事業といたしまして、健診後の健康相談を実施をさせていただいております。こちらのほうの健診後の健康相談につきましては、こういった皆様方を対象とさせていただきまして、こちらの指導、保健師の指導、それから栄養士の指導、そして運動指導等につきましては、対象になられる方につきましては、ご案内を申し上げて指導を受けていただくような形をお願いをしたいというように考えております。

以上でございます。

○柳 勝次議長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 河井議員さんにお答えをさせていただきます。

私のほうからは、住みよいまちづくりについての②番、④番、⑥番、それから3番の④番にお答えをさせていただきたいと思います。住民基本条例の内容と申しますか、制定についてのご質問でございます。この件につきましては、質問にもございましたけれども、前の議員さんからも、前にも議員さんから質問をいただいております、対応をさせていただいているところでございます。今もご質問の中にございましたけれども、基本条例というものをつくる必要があるという大前提があるわけですけれども、それにはその前の前提があって、委員さんおっしゃったように、この問題意識がないとなかなかまちづくりは進まないのだと、それから協働参加意識、こういうものがないとなかなか進まないということでございます。そして、以前にも質問いただいた渋谷議員さんも、自治条例というのは、執行側がどういうふうにつくっていくかということではなくて、いかに住民の方が参加をしてつくっていくか、その意識づくり、そういうものが必要なのだということでございますというお話がございました。

川口議員さんからもいただいているわけですけれども、やはり同じような感じの意見をいただきました。そういう中にありまして、嵐山町では機運の醸成というようなものも待って制定をしたいというふうにお答えしているわけですけれども、それらを醸成をするための方法といたしまして、町長に就任をさせていただいて、4年をもうじき迎えるわけですけれども、就任当初から地域づくりというものが一番必要なのではないかということで、地域コミュニティ事業というものを実施をしてまいりました。そして、そういうものを行う中で、このまちづくり条例というものをつくっていく機運の醸成を図っていきたいというふうに考えておりました。地域にどのように関心を向けてもらうか、そして地域をよく見詰めてもらうか、ふるさとをどう愛してくれるか、そして地域のまちづくり事業に参画をしていただけるか、意欲を持ってもらうかということが前提でありまして、そのまちづくり、先ほどもちょっとお話がありましたけれども、まちづくり事業を展開してきているわけでありまして、そういう中で、いろんな面に機運が醸成というようなものが見られる部分が出ておるように感じております。安全、安心のボランティア活動では、毎日、毎日、黄色いジャンパーにオレンジ帽子ということで交通、また防犯、そして防災についても、七郷地区でのこの立ち上げ等がある。この安心、安全のボランティア、それから福祉のボランティアにつきましては、愛情弁当等、またデイサービスの支援ボランティアとか、いろんな形の福祉のボランティアをやっていただく方

が、団体数で50団体ぐらい、そして個人登録といいますか、個人でしているのも100名近く、ですからその合計の人数にすると、大変なことになるわけでありませう。

そして、今の福祉ボランティアだけでもそんなような状況、登録がしてある中で、そしてそのほかに教育関係のボランティア、学校応援団ですとか、あるいは幼稚園の中でのいろんな取り組みに参加をしてくださっている人たち、それからスポ少にご指導いただいたり、かかわっていただいている人たち、それから学校図書整備だとかいうことで、ボランティアいただく方、それからまた読み聞かせとか、そういう形で協力をいただいている教育関係のボランティア、そのほか自然環境へのボランティアでも大勢の人が参加をしてやっていただいております。こういった地域に関心を向けていただく、持っていていただく、そういうものがある中で、その上でやはりこの基本条例というものをどうつくっていくかということがなってくるわけでありまして、なかなか行政だけでは、いろいろあちこちの例を調べてこうなのだよ、ああなのだよといっても、実際につくってみてもどうにもならないような状況になっていくのではないかとございまして、そういったことがあちこちのいろんな分野で出てきている、そういうものを踏まえてそういう人たちに参画をいただいて、それで整備をしていくということが必要ではないかというふうに思っております。そういう方向に一步、一步近づいてきてはいるなというふうに感じております。そして、市町村のコミュニティ関連の条例の制定状況というのを見ましても、自治基本条例というようなものをつくっているところ、それから市民の参加条例ですとか、市民参画条例ですとか、そういう形のつくり方、あるいはコミュニティセンターのまちづくり条例、いろんな形のものがあるわけですが、一番その地域の中の憲法ではないですけども、おっしゃったように基本条例というようなものをつくってきているところも、西部地区でも市で3つ、町で鳩山町がありますが、そういう状況で整備がだんだん進んでいる。そういうものがあるわけですし、そういうところを視野に入れながら、現状ではコミュニティ事業も大分軌道に乗ってきて、第2ステージというお話もありましたけれども、そういう状況にきておりますので、それらをしっかり事業展開をしながら整備ができる状況を待ちたいというふうに思っております。

続いて、町民の足の確保ということでございませう。福祉循環バスの復活はどうかということでございませうが、ご案内のように、福祉循環バス、町の中で親しまれてきたわけですが、何としてもこの利用者が少なくなって、なかなか走っていても利用していただけないという状況になってしまったわけでありませう。そういうのを受けまして、路線バスに切りかえたわけございませう。ご案内のように、報告がされておりますように、路線バスの乗降客と



というのがだんだんふえてきているわけでありまして。路線によって上下がありますけれども、ふえてきている。そういう状況がありまして、路線バスにかえてきたことというのは、一定の成果が出てきているのではないかなというふうな判断をしております。その上でのことだと思っておりますけれども、町民の足の確保、このことは前にも答弁をさせていただいたと思っておりますけれども、これから高齢化がどんどん進んでいく、そういう中であって大変必要なことだというふうに思っております。それにはどういうふうにしたらいいのかということが課題でありまして、この町民の足の確保というものについては、前向きにしっかり取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。しかし、どういうふうにしたらいいのかというのは、地域、地域によって、先進地でいろんな取り組み、それこそ1つではないのです。いろんな取り組みをその地域によって行っております。高齢化も嵐山町では毎月0.1%以上、高齢化が進んでいるわけでありまして、これはなかなか先に送れない問題だというふうには考えておりますが、どういうふういつから何をやるのだということまで、まだ考えが進んでおりませんので、これは前向きにしっかりとらえていかなければいけないという考えのもとでしっかり方向を出していかなければいけないというふうに考えております。

それから、6番目、原油高、穀物相場の変動によって、物価上昇が続いていると。町民に与える影響、町の考え方、対策、それから弱者への対応、そして学校給食の値上げはどうかという話でございます。ご案内のように、日本の経済というのは、高度成長期を経て、そしてバブルの崩壊ということで停滞期、そしてこのところは景気拡大基調と言われておりますけれども、実感がないうというような状況を迎えているわけですが。一昔前は、毎年、毎年、物価状況が何%ということでもございました。しかし、このバブル崩壊後の停滞期にあっては、物価上昇ということではなくて、デフレ基調で物価はどんどん下がっていくというような状況でもございました。それによって、経済の拡大基調と言われる中でも、なかなかその実感が給与所得等の上がりがないということで実感がなかったわけですが。こういう中で、今お話しのように原油高、穀物価格の変化というようなことで、物価高が続いて起こってきているわけでありまして。この物価高というのがどういう影響があるのかということですが、消費生活、国民への町民への消費生活の影響というのが一番大きいかなというふうに、生活実感としてはそういうことだと思っております。そのほか町への影響ということでございますが、消費生活への影響のほかに町でいろいろ行っていく、価格が上がっていくという状況ですと、いろんなものに入札ですとか、備品の購入ですとか、いろんな毎日、毎日の電気、ガス、水道、そういうものの使用料、それから一番これ心

配をされているわけですがけれども、企業の業績の不振、こういうところにかかないかどうか、これが即税収への影響というようなことにもなっています。それらも大変心配をしているところでございます。

また、農業への直接的な影響はどのようなのだろうということでございます。端的に申しまして、米価が昨年度も99%の年間での生産高が平均以下であったにもかかわらず、米価が下がってしまった。そういう状況で今年を迎えているわけですがけれども、そういう中で、今いろいろ言われているのが資材の高騰、それから肥料が上がっている、またいろんなものの、今お話しのように燃料が上がってきているわけですので、生産コストというものが嫌でも上がってしまう、そういう中で米価はどのようなだろうというようなこと。そのほか灯油の値上げということで、町でも行ったわけですがけれども、施設園芸の農家の方あるいは野菜をつくる方、花をつくる方、そういう人たちにフォローアップ事業として補助のあれをやっていただいた、そういうようなこと、農業への影響、そして工業のほうでもいろんな形で原料高というようなことで、いろんな状況の話も聞いております。そして、商業においても当然のことですがけれども、大きな影響が出ている。物価が上がってくれば、資金需要が逼迫をしてくる、そういうものに対してどうするのだというようなことでございます。そういうことで、町民への生活というものの、町への影響、いろんなところで影響が出てくると思われます。そして、生活弱者ということですがけれども、その生活弱者というのはどういうとらえ方なのかちょっとわかりませんが、そういう人たちにも当然この影響が及ぶものと思います。この流れというのは、嵐山町だけでないわけですが、そういうものをしっかりとらえながら、さきにも行わせていただいたような、灯油の値上げに対する農業者に対する助成というようなものがほかにも何かとれるものがあるかどうかは、これから検討をして、状況を見ながら検討をしていきたいというふうに思っております。

それから、給食ですがけれども、給食につきましては、いろんなものが値上がりをしてきているわけですので、そういうものに対応していくかということは、もう当然のことでございます。今教育委員会では、そういう状況を受けまして、いろんな対策をとりながら給食を行っております。それには仕入れ業者の人たちにしっかり話をしていくとか、あるいはメニューを考えてつくるとか、価格動向の変動の少ないものに使っていくとか、いろんな対応があるようでございます。特に話がありました外国からのもの、小麦等の価格高騰に関しまして、それらに関連するもの、パンとか、うどん類とか、そういうようなものの値上げの幅が大きいというようなことも聞いております。それらに対応がどこまでできるかわかりませんが、地元の農業者から

要望も出ております米飯給食、こういうものにそれを対応して、切りかえがどこまでできるものか、そういうものを視野に入れながら検討をしていく必要があるのかなというふうに思っております。現状では、その学校給食の値上げはしないで、当面は考えていないということでございますし、その方向でいきたいというふうに思っております。

それから、後期高齢者医療制度のかかりつけ医などの担当医、医師会も7割以上が反対をしている後期高齢者医療制度を廃止すべきと思うがどうか、町長の考えをということでございます。いろいろ連日、マスコミで報道をされておまして、またこのところに来て大きな動きが出ているようでございます。そういう中で、今課長のほうから説明をしていただきました町で今何をやらなければいけないかということで、そのことは肅々と実施をしているわけでありまして。苦情に対する説明をしっかりと、そして町民の人に新しいこの制度についてのご理解を深めていただく、その仕事が一番今課せられている中で重要なことではないかなというふうに思っております。そして、いろいろ考え方はあろうと思えますけれども、私も個人的にはありますけれども、町が今やらなければならないことは、今言ったように、新しい制度ができたわけでありまして、それに対して町民の皆さんにしっかりと説明をして、そして不安、そういうようなものが少しでも解消した中で新しい制度に移行をしながらご協力をいただいている、これを進めていくのが町の仕事だというふうに思っております。考え方としては、そういうことでございます。

以上でございます。

○柳 勝次議長 一般質問の途中ですが、暫時休憩いたします。

おおむね 10 分間。

休 憩 午前11時08分

---

再 開 午前11時21分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第7番、河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) それでは、再質問をさせていただきます。

メモをし切れないぐらい丁寧に答えていただいておりますので、まちづくりの基本条例、既に多くの自治体が制定してきているわけでありましてけれども、当町については一向に進んでいないようであります。これを分権法を適用するには大切なことではないのかなというふうに思っておりますけれども。既にもう地方分権法が制定された時点で先進地と言われている、とりわけ北海道のニセコ町や神奈川県の実鶴町というのは、もういち早くこういう条例をつくって進めてきた。それはニュースになったり、さまざまな形でいろん

な自治体が視察などを行って町政活動も行ってきているところでもありますけれども。先進地の条例を参考にしてつくっているところ、あるいは合併が済んだわけですけれども、先ほどの回答の中にも幾つかあったのですけれども、合併などを機に確立されたところもあるわけですけれども、どのくらいの割合で今この条例が進んでいるのか。ちょっとデータが出てこないのだろうと思うのですけれども、かなりの割合で進んでのまちづくりをできてきているのだろうと思うのです。他の課長さんで、もしというのがありましたら、わかれば聞きたいわけでもありますけれども、わからなければ結構です。

それから、先ほどのお話を聞いてきても、さまざまな団体が整備にかかわりながらまちづくりが進んでいるということでもありますけれども、そういう意味では、基本条例が制定されていなくてもまちづくりができていくというふうに考えているのかどうか。できない、つくらないという理由は、そういう理由はないですよということなのですからけれども、それがどういうことなのか、つくらない理由は何なのか、お聞きしておきたいと思います。

それから、協働のまちづくりについても、既に事業を進めるに当たっても、住民が目的意識を持ってさまざまな活動に取り組んできていると。先ほども町長さん、いろいろな団体の名前を挙げまして、既にこれに取り組んでいるというふうに答えていただきましたけれども。積極的な町民参加、これはとりわけ条例や規約をつくって支援することが大切ではないのだろうかというふうに思っているのです。そういう意味では、外部支援も進んでいるというふうに思うのですけれども、そこからさらにその活動がどういう成果を上げてどういう返ってきているのか。これはやっぱりこの基本条例をつくることによって、その活動がちゃんと町に報告されているというふうに聞いているわけなのですけれども、これは私も先進地視察いたしまして、これが大事なことなのだ。単なる一方通行でやりっ放しというのは、それは成果としては一時的には上がるかもしれないけれども、継続的には上がっていないというお話も聞いてきているのですけれども、その辺をどう考えているのかを聞いておきたいと思います。

それから、狭幅道の改修ですけれども、18年度の区からの要望というのはこれだけあったというお話でもありますけれども、特に多い地区、それから拡幅や舗装ができない問題点は何なのか、お聞きをしたいと思います。とりわけ、先ほどその他の道路の中では、山道も入るわけですけれども、私がお聞きするのは、住宅地に隣接する、あるいは町道から、即住宅地に隣接する、そういうところの道路がいまだかつて非常に狭かったりなんかしているわけでもありますけれども、これのできない問題というものは何なのか。あと、例えば拡幅ができなくても、現状の幅程度、アスファルトなり、あるいは舗装

等、ここは舗装というのは、砂利舗装もあれば、アスファルト舗装もあるというふうに考えるわけでありましてけれども、もう今アスファルト舗装、簡易のアスファルト舗装というのが通常だろうと思うのですけれども、この場合のこの一定の幅以外のところについてはできないという、これは町の町道の位置づけ、あるいは制約があるのかどうか、お聞きしておきたいと思います。とりわけ私も火災などが発生した場合は、即対応しなければならないというふうに思うのですけれども、こういう道路というのは、消防車も入れないというふうに思うわけでありましてけれども、消防車が今大型車ですから、入れる幅というのは、どのくらいの幅を必要とするのか。むしろ減らしたら、それをおきたいと思います。

それから、循環バスですけれども、廃止後も要望が非常に多い。これは今までも多くの議員さんからの質問も出たのですけれども、とりわけ今の広域路線バスについても、病院や商圈地やこの住民が要望するコースをつかってほしいという要望の意見が出るのですけれども、一定の路線を示して停留所、駐車場を設けて営業する、今の比企広域バスというのは許認可事業だろうと思うのです。そういう営業バスは、特別の場合を除いてはコースの変更ができないわけなのです。たまたまその走ろうとした道路で事故が起きてしまって迂回しなければならないとかなんとかの場合のみ、そういうコースの変更ができる。ただ、駐車場がない場合には、そこには客をおろせないということで、迂回しても、もとの次の停車場に必ずつけて運行しなければならないという、これは法規制があるわけですから、そういうふうになっているのですけれども。そういうことでは、要望にこたえるためには循環バスしかないのではないかなというふうに思っているのです。赤字だとか、さまざまなものは抱えている自治体は多くあるわけですが、いわゆる廃止だと、既に走らせている自治体をいろいろと見ていきますと、地域から地域を結ぶコースの中で病院や店舗や役所、駅など、客が必要とされるところに停留所あるいは駐車場を設けて、料金も1コイン方式あるいは2コイン方式で、客がいれば、必要な箇所どこでも止まって安全を確認して乗降者ができるというふうな対応をして、この客のニーズにこたえているという、そういうきめ細かい対応が利用者に利便性を与えている。

利用者が少なくなったというのは、そういうニーズにこたえずに走らせてきたのが、いろんなところで廃止になってきている原因の1つだというふうに言われているわけですが、この辺のところでも当町も若干問題点があったのかなというふうに思っているのですけれども、そこら辺のところはどうなのか。調査の動向ではいろんな検討、長期的な検討課題になっていくのだろうと思うのですけれども、いろいろと調査をしながら進めてみたいようなお

話もあるのですけれども、こういう問題ではどうなのか、お聞きしておきたいです。

それから、福祉循環バスという名前、このために健常者が敬遠したということもあるのです。福祉という名前で乗ってもいいのかどうかというのがちゅうちょせざるを得ないという人たちの声も今まで聞いてきました。だれでもできる名前のバスが最も大切なのだろうというふうに思っているのですけれども。復活するというふうに思えば、住民の強い要望、とりわけ足の弱い人たち、この人たちの足を守るための対策というのは十分あると思いますし、そういう意味では、先ほど申したように、このいろんな配慮をしながらバスというのは走らせなければならないのだろうなというふうに感じるわけでありませうけれども、そういう問題が町としてはどのくらい今まで廃止するまでに協議をされてきたのかどうか、あるいは今後どうすべきなのかもお聞きしておきたいと思います。

それから、物価高の問題ですけれども、近日中にこの問題が、例えば景気の落ち込みに大きく左右するだろうというふうに言われて、とりわけガソリンなんかの値上げは、交通運輸産業、タクシーなんかも大打撃だそうです。運賃は値上げできない。あるいはトラック業界、そういうところに一番に響いてきていますし、その他、町民生活の中にも先ほど答えていただきましたけれども、より厳しいものが出てくるのではないかと。町内、小売業者なんかの売り上げというのは落ちてきていますか。とりわけ消費者の買い控え、このことによるさらなる業者の厳しさが出てくるのではないかなというふうに思っているのですけれども、そこのところをお答え願いたいと思います。

それから、町の問題ですけれども、町も先ほど財政支出に大きな変化が出ると。これから単なる予備費の切り崩しや予算の組み替えだけでは済まされないような問題になってくるのかなというふうに思っています。本当に真剣に考えていかなければならないと思うのですけれども、どのように、来年の予算編成もこれから出てくるのだろうと思うのですけれども、どのように対応していくのか、聞いておきたいと思います。

学校給食ですけれども、もう既に市町村によっては、対策がとられ始めているというふうにお聞きいたします。うどんやパンなどの加工品、小麦粉などを使ったものについては、使用控えを始めていると。米飯をふやしているところ、週1回だったのを2回、2回だったのを3回というふうに行っているというところもあると。また、週のうちに1日は弁当の日をつくっていかなければならないのではないかなというふうなところも出ていると。現在の給食費は維持できないのではないかなというふうにもう言われて始めているわけですけれども、即値上げというふうにはいかないだろうと思うのです。町は今年は当面

は値上げしないということでもありますけれども、今後どのような対策を考えているのか。あるいはPTAや保護者、または給食等の検討運営委員会ですか、何度も自分で協議をする必要があるのだらうと思うのですけれども、お聞きしておきたいと思います。

先ほど町長さんの答弁の中で生活弱者というのがはっきりわからないというふうに、ちょっとそういうニュアンスがあったのかなと思っているのですけれども。今こういう状況になりまして、いろんな労働情勢や何かもありますけれども、年収200万円以下の人たちが1,300万人を超えているというのです、もう既に。これはワーキングプアもいますし、今の働き口が正規雇用、非正規雇用の関係で、派遣やそれから契約労働やパートの中に組み込まれてきているので、賃金が非常に低いと。200万円以上になると、それ以上にふえていくと。この前の経済産業省ですか、あるいはその統計なんかでも出ているのですけれども、もう既に預貯金ゼロの家庭が3割を超えたというのです。もう貯金も取り崩してしまっていないと。普通ですと1.8%ぐらいだというふうに言われているのですけれども、それを3%超えたということは、生活弱者、これは直撃しているのだらうと思うのですけれども、そういう意味で、今後給食費の滞納だとか、あるいはいろんなものが出てくるのではないかなというふうに思っているのですけれども、そういう意味でいくと、この給食費の問題というのは大変な問題がこれから出てくるのかなと思っていますけれども、こういう協議を進めることがどうなるのだと訴えておきます。

それから、学校の耐震化でありますけれども、今後の進め方、既に校舎のあるいは管理棟なんかはすべて完了しているということですが、体育館が残っています。校舎の2階部分、3階部分、3階は今のところどういうふうにするのかな。これがやっぱり1階だけではなくてかなり影響もあるという、中国なんかのあれを見ていると影響も出ているのですけれども。こういう面でいくと、再見直しというのは必要なのかなというふうに思っているのですけれども、今後どうするのか。体育館なんかの補強も進めるということでもありますけれども、この問題についてもどうするのか。それから、以上、給食費なり耐震化について、町長、いろいろと事業を進める上では大変なご苦勞をいただくのだらうと思いますけれども、もう一度、考えることをお聞きしておきたいと思います。

それから、後期高齢者の問題ですけれども、今国会で議論がされております。保険料の負担、医療サービス、こういう問題について、これまではすべて低下するというふうに言われてきているのですけれども、こういう問題で、今成果なんか出ていますけれども、まだまだ向上するところは、そういうものは低下するのだらうと思いますけれども、その判断をちょっと聞いておきた

いと思います。

それから、75歳以上の人間ドック、これ今まで国保の事業でありましたけれども、これは対象外になっているということでもあります。だけれども、本当は病気というのは、早期発見というのが一番大事なのだと思うので、お年寄りだからといって、もういいやではなくて、本来なら健康で長生きしていただくという意味では、人間ドックなどは負担をしていく、あるいは特定健診を広域だけに任せるのではなくて、ちゃんと町がやっていくと。こういうものをした場合に、町の補助金というのはどのくらい変わっていくのでしょうか。平均的に今までの形と、それから後期高齢者医療制度ができてからの比較等は、これらの問題でどう変わっていくのか、お聞きしておきたいというふうに思っております。

一番この問題が大きくクローズアップされてきたのは、老後の生活を保障するための年金をそこから保険料として取るのはおかしいという反発が、今の状況を招いているわけでありましてけれども、一番よくわかるのは、国会前のお年寄りの座り込み、抗議行動、これは私もテレビのニュースなんかも見ましたが、政党や何かが全然かかわっていない集まりだそうです。政党が集まったら報道いたしません。NHKなんかも報道しないのだそうですけれども、それが自主的に集まってきていると、その怒りというのは非常に多いというふうで。これはやっぱりそれぞれの放送局、報道局が全部ばつと報道して、それがまた全国的に視聴者を通じて広まっていくと。こういう考え方であると、私はこの制度そのものが間違っていたのではないかというふうに思うのですけれども。町長は、町長の行政の考え方として、そういう考え方をお持ちなのだろうなというのは、もう私も初めからわかっていますから、それはそれとして、やっぱり自分の気持ちをあらわしながら、今後公益の中で、いわゆるこの後期高齢者医療制度の問題については、やっぱり反映させていくということにつながっていくだろうと思うのですけれども、そのところではどんなことを示しているのか、お聞きしておきたいと思います。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは、順次答弁を求めます。

まず最初に、木村都市整備課長。

○木村一夫都市整備課長 お答え申し上げます。

生活道路の改善の中で、多い地区ということなのですけれども、18年、19年になされた多い地区というのは、古里、吉田、越畑、鎌形、勝田という地区がかなり多く出ております。その内容と、それと側溝整備だとか、ふたをかけてくれというのが主になるわけなのですけれども、道路の拡幅云々については、それほど多いというものではございません。



次に、生活道路の拡幅ができなくて舗装ができないかということなのですが、要望は出されているもので、拡幅については、いざ予算をつけて始めた場合に、なかなか全員の地権者の理解が得られて要望が出されているという路線がここできると、大分もう見受けられないのです。ただ、始めると中でなかなか調整がきかないというようなことがありまして、そういうことでなかなか改良のほうが進んでいかないというのが今の現状だと思うのですけれども。改良できない場合に舗装ができないかということなのですが、町では4メートル以上にして舗装するということが決まっているわけなのですが。ただし、今建築基準法で4メートルに、42条に中心後退をしなくてもいいという路線のものも出てきていますので、今後はそういうものを検討しながらそういう路線も検討していく必要があるのかなというふうに考えております。それと、消防車が入れる基準なのですが、これも建築基準法で最低4メートルとうたわれていますので、それ以上が必要ではないかと思われまます。

以上です。

○柳 勝次議長 次に、中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、まず1点につきまして、後期高齢者の皆様方への健康診査の関係でございますけれども、まず1点、人間ドックの助成をしていったらどういう財政負担になるかというお話でございました。今人間ドックの費用につきましては、1件3万6,700円ほどの委託料がかかっております。その中で個人負担を1万5,000円していただきまして、その残りの部分について国保のほうで負担をさせていただくという形になっております。ですから、もし後期高齢の皆様方にその分を助成をするということになりますと、その分の負担がふえてくるというふうに考えております。また、今それでは19年度中に75歳以上の方で、国保の被保険者として受けられた方がどのくらいいらっしゃるかということになりますと、19年度におきましては、75歳以上の方で36名ほど受けられた方がいらっしゃいました。

それから、もう一点につきまして、まず考え方の問題でございますが、議員さんおっしゃいましたとおり、後期高齢の皆様につきましても、当然のことながら、今度医療制度改革の趣旨というのは、切り捨てだとか、そういったことを趣旨として行っているというものではないというふうに考えております。いわゆる日本におきます国民に介護保険制度、これを維持をして、そしてだれもが安心して医療にかかれるということを基本的な原点として、ただこの少子高齢化、これが進む中で、今後の医療制度をどのようにしていったらいいかということ考えた中で、この制度が創設されたというのが原点だというふうに考えております。

ただ、その中で今お話がありましたように、後期高齢の皆様方につきましても、特定健康診査、こちらについては考え方としてはぜひ受けていただきまして、そして健康な生活を送っていただきたいという考え方を持っております。そういったしまして、もう一点、今までの基本健康診査につきましては廃止をされたわけですが、今回特定健康診査につきましては、それぞれの対象、加入の皆様、保険者の皆様方にすべて受診券を送らせていただきます。そういったことで、今までは任意に受けていただいたというものが、受診券等の送付によって、こういった健診を全員受けてくださいというような形で、また受けやすい制度になってまいるというふうに考えております。また、そういったことの原因をぜひいただければというふうに考えております。一応考え方の人間ドックの助成等につきましては以上でございます。

○柳 勝次議長 続いて、加藤教育長。

○加藤信幸教育長 では、私のほうから、学校給食の給食費についてお答え申し上げます。

全くお話のように、ここしばらくの間、恐らく物価、食材料費については上がるだろうと、加えて燃料費等の増加で食材の運搬等も上がっているという状況で、5月2日に全県調査が行われまして、その結果、全市町村で回答は66市町村ですけれども、値上げをしたかどうかというのは、1市だけではありません。ところが、検討をしていると、せざるを得ないというのが、2月に調査したときよりもどんどんふえてきてまして、値上げを検討中というのは25市町、予定していないというのが39市町村ありましたけれども、実はその中身はいろいろ議員さんお話しのように、家計と同じようにいろいろ工夫していると。安いものをなるべく仕入れるとか、しょうゆ等のようなものはもう先取りして安いうちに買って、高いときとか、あるいは栄養士さんが中心になって献立を考えてカロリーを計算しながら工夫しているとか、あるいはデザート類を減らしていくとか、そういう予定はしていないけれども、こういう工夫をしているのだよというのが、だんだん多くなってきます。お話しのように、学校給食を安定的に提供していかなければなりませんので、しかしながら新たな問題、急激に物価が上がってくるというのと、加えて未納という問題もあると。これらを踏まえて、どのように安定した、そして所期の給食の目的が達成されるような提供をしていくかということを考えてみますと、今の状況、どこまでもつかわかりません。したがって、これからしかるべき時期に、そういう事態になりましたら、保護者の皆さん方のご意見も聞き、また給食運営委員会等でご審議をいただいて十分対応していかなければいけないと、こういう時期でございます。またそのときにはいろいろなご意見、ご指導等も賜りたいと存じます。

以上でございます。

○柳 勝次議長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 河井議員さんにお答えをさせていただきます。

基本条例の関係でございまして、ニセコと真鶴の話が出ました。ニセコにおいては、一番先進的な形で最初にできたことで知られているわけですが、真鶴町においても行われているということでございます。特にこの真鶴で有名なのが環境条例なのですか、何ですか、環境についてなのです。それについて、あそこの町では特に住民の人たちに地域の環境、あの場所でああいう地域の中にあつて、そのものについても大変関心が強かったというのが大前提にあるようなのです。それがなぜなのかというのがあると思うのです。そういうものが前提にあるから、どういうふうにまちづくりをしていったらいいのだろうということに発展をしていくのだと思うのです。ですから、先ほどもお答えをさせていただいたように、町を思う気持ちがこのところまで町民の多くの人に共有がされているかということが大前提になって、それでは、ではうちのほうの町はどういうふうに取り組んでいったらいいのだろう、何をやっていったらいいのだろう、何がおれにはできるのだいというようなことに進んでいくのではないかと思うのです。ですので、そういうことで先ほども話をさせてもらったように、まちづくりのコミュニティ事業を一層進めていく中で、それぞれの地域の人たちが、かかわっている人たちが、さらばおれには何ができるのだい、何をやるのだい、この地域には何が必要なのだい、どうなのだいというようなことができた上で、この条例ができていくと、大変有機的な感じで動いていくのではないかなというふうに思うのです。

ですので、今ここのところまで第2ステージという話がありましたけれども、そういう形にもう進んできておりますので、まちづくりの事業を各地域で一層展開していただく中で、その上で、では行政はどうするのだと。我々はこうするから、おまえらはこうしろというような話が出てくる。そういう空気をよりつけていければな。行政のほうとしては当面そこのところに力を入れていきたいなというふうに思っております。それで、お話にもありましたけれども、一方通行ではだめなのだという話がありました。ですので、お互いに連携をとり合いながら、そしてしかもまちづくりというのは、何年だかどうだとかという問題ではなくて、エンドレスですので、どこまでどう進んで、どういうふうにしていったらいいのかということですので、一層の連携を深めながら事業展開を進めていきたいと思っております。

それから、直営バスの大変要望が多いというお話なのですが、議会でもいろいろお話が出てきて、それでああいう結論が出たわけなのですが、要望が多い、しかし利用者が少ないというような状況、それはいろんなニーズに

対応できていないからではないかというお話ですけれども、全くそのとおりの面もあると思うのです。さらばではどうすればよかったかということなのですが、今までの福祉循環バスの名前を変えて町民バスにしてみても、今までのようなやり方の中ではどうなのかなというふうに思うのです。それで、よりほかにどういう形がいいのだろうというので、今変えたわけですけれども。それだと行くところは決まっているではないかというお話なのですが。しかし、行くところが決まっても、少しずつですけれども、町外も含めますけれども、利用者がふえてきているということは、そちらのほうが以前よりはよくなっているのかなというふうに思うのです。

しかし、それ以上に問題なのが、この足を守るという、これにどう対応するかということなのです。それで、先進地のあちこちのところの情報も得ながらいるわけですけれども、町村合併なんかが進んできております。そういう中で、庁舎まで行くのに1時間かかる、2時間かかるというようなところも出てきているわけです。そういうところになると、いずれにしても何かなかったら、とてもではないけれども、行けないわけです。ですから、そういうところでは、そういうようなものに対応するような形の足を確保しているし、そうでないところは、また違った形の足の確保の方法をとっている。それで嵐山町は、首都圏60キロ圏内ということで、鉄道も通っている、高速道路も通っている、国道も通っているというような周りに囲まれた、そういう交通の利便性というのがいい中なのですが、地域性がヘチマではないですけれども、ひよろ長い町ですので、庁舎に行くあるいは病院に行くというようなことで不便を感じている方が多いと思うのですけれども、そういうものに対応するのに、それでは今までの直営バスを復活をしたら、それで対応ができるのかという問題も出てくるわけなのです。ですので、そういうものも考えながらどうしたらいいのかというのを本当に前向きに町民の足の確保という観点から考えていきたいというふうに思っております。

それから、物価高の問題です。物価高で来年度の事業者の中にも影響してくるのではないかというようなことでございます。真剣に考えていくよということ。全くそのとおりだと思います。事の成り行きをしっかりと見ながらどう対応ができるのか。そして、嵐山町の今の現状、実力でどこのところまでどういうことができるのかということ踏まえながら、真剣に考えていきたいというふうに思っております。そして、大変この賃金の低い方のお話もございました。低い方ももちろん大変な状況ですけれども、そうでない方だって、物価が上がってくると、今までと状況が変わってくるわけですから、いろんな面にすべての国民の人が影響が大きいというふうに思っておりますので、これは嵐山町だけの問題ではありませんけれども、しっかり推移を見守っていき

ながら、できる対策がとれるものがあればやっていかなければいけないというふうに思っております。

それから、校舎の問題でございますけれども、今後どうするということです。今国のほうでこの大地震があった影響もあるのかもしれませんが、その前から国では耐震というようなものに大変関心という言葉がちょっと適切ではないかもしれないですけれども、政策が進んできております。そういう中で、今お話しのように、補助がどうだとか、何がどうだったかということも進んでおりますけれども、一番の問題というのが、国の指導の中で平成27年度までにどうにかしろよということになっております。それで、そのあれを受けまして、嵐山町の場合には、校舎、管理棟というのは100%耐震化されている。それで、今の場合も3階部分の再見直しができないかというようなことでございますけれども、とても今の基準の中でオーケーという状況でございますので、再見直しというのは今考えておりませんけれども、それ以前にまだ今の基準に到達していない体育館を抱えておるわけでございますので、体育館を27年度までに完全に耐震化に対応をさせたい。それには4つ体育館が、菅小、七小、志賀小、菅中、そして玉ノ岡、オーケーということでございますので、4つあるわけですが、27年度までに全部けりをつけたいということであると、21年度、22年度に七郷小学校の体育館に取りかかって、それでこのところを最初に決着をつけていきたい。そして、次のところ、次のところというようなことで、27年度までには安全な体育館にしたいという基本的な教育委員会の考え方もございますし、それに町のほうでもしっかり応援をしてこたえていければなというふうに思っております。

後期高齢の問題です。後期高齢は、町長の考え方はわかっているということでございますので、そのとおりなのですけれども、自分の気持ちを少しでも晴らしながらやっていったらどうかということでございます。健康で長生き、これ本当の原則でございますので、安心して新しい制度にスムーズに移行ができるように、そしていろんな対応がちょっとどうだと言われているところの対応が今国のほうでも、政府与党のほうでも大分進んでいるようでございますので、それらをしっかり見ながらいきたいというふうに思っています。

○柳 勝次議長 一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。午後の再開は午後1時30分といたします。

休 憩 午後 零時01分

---

再 開 午後 1時40分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
一般質問を続行いたします。

既に河井議員の質問に対し2回目の答弁が終わっていますので、河井議員、3回目がありましたら、どうぞ。

第7番、河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) それでは、3回目であります。

私の午前中の質問、これはいつも町長が言うように、安全な安心なまちづくり、そして嵐山町に住んでよかったと言われるまちづくり、そのための質問であり、提言でもありました。とりわけ、循環バスの問題は、これは今後いろんな角度から検討していかなければならない問題だろうと思います。財政事情の問題もありますし、いろんな問題も絡んできます。今いろんな方の要望が広域バスにも何とかこういう対策がとれないものかなという声もあるので。町は例えば足を確保するという形では、一番弱い立場の高齢者だとか、障害者の人たちなのです。そういう者に対しては、こういう広域のバスに対しても一定の補助がされているというところの自治体がうんとあるのです。そういう意味では、嵐山町に住む、そういう方々に利用の利便性を図るためにも、特別な乗車カードをつくっていただいて、町もそのバスに対しては補助しているわけですから、その人たちを半額で乗れるとか、何割で乗れるとかという形もとる、そして一定の場所に移動するときにはワンコインでも乗れるとか、そういう形での配慮をしている自治体もあるということなのでありますから、当分こういう問題ができないということになるのであるならば、私はぜひそういう配慮もして、そしてみんなで作っていける、そういうまちづくりも必要なのではないかなというふうに思っているのですけれども、そういうことも要望といたします。今後、この物価高の問題なんかで相当厳しいものが生まれてくるだろうと思うのですけれども、それに負けることなく、生き生きとしたまちづくりを今後進めていただくということを要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○柳 勝次議長 どうもご苦労さまでした。

---

#### ◇ 金丸友章議員

○柳 勝次議長 続いて、本日3番目の一般質問は、第3番議員、金丸友章議員。

[3番 金丸友章議員一般質問席登壇]

○3番(金丸友章議員) 3番議員、民主党の金丸友章です。議長の許可をいただきましたので、通告書に基づき質問をさせていただきます。

まず第1に、後期高齢者医療制度に関する件でございますけれども、具体的な質問に入る前に、やはり先ほどの河井議員の質問にもありましたよ

うに、後期高齢者医療制度については、私としましては、民意の代弁者としての立場として、一定の見解を述べさせていただきまして、個別の質問に入らせていただきたいと思います。

まず、この後期高齢者という名称でございますけれども、この名は体をあらわすと、まさにこのとおりの名称ではないかと思えます。統計的に使用する名称でしたら、後期高齢者というものの扱いがあるかと思えますけれども、個人あてにこの後期高齢者という通知を出される、そういう感覚といえますか、そういう方針、これはまさに後期ということは前期があつて、そして後期と、その後はないという意味でございますので、この今全国的に先ほどもありましたように、非常に重い言葉として、75歳以上の方、または寝たきり、障害のある65歳からの方、その予備軍に近い方、また私を含めまして団塊の世代の人たちにとりましては、非常に重い言葉として受けとめておるところでございます。

そのいみじくも前自民党の重鎮でありました塩川正十郎元外務大臣のコメントがありますので、ちょっと読ませていただきたいと思います。「日本の政治からぬくもりが消えたと実感させられる出来事があつた。東大阪市内の自宅に「後期高齢者医療制度」の通知が役所から郵送されてきた。私は、昭和21年の復員後から64年、86歳の今日まで無我夢中で働き、懸命に人生を歩んできたつもりだ。しかし、その紙切れは私の人生を否定するものでしかなかった。世間や社会の「別枠」、「邪魔者」になってしまったのだ。例えようのないさみしさ、悲しさに襲われた。新制度の対象とされた75歳以上の人々がだれもがそうであろう。先日も大阪から東京に向かう新幹線の中で、見知らぬ高齢の男性から「わしらはもう死ねということですか」と涙声で訴えかけられた。私は「国が間違つとる」と返すのがやっとだった。今の政治家や官僚は、本当に庶民の生活の実態を見ているのだろうか。後期高齢者医療制度は、老人の医療負担を増すだけではない。高齢の親を扶養するという伝統的な家族のきずなを崩すばかりか」と、そのような内容を4月6日に東洋大学の入学式で述べられたことでございます。前自民党の重鎮でございます。この方が受けたこの後期高齢者という重い言葉は、これに該当する全国の高齢者にとりまして、同じ思いをしたことに違いありません。

そこで、先ほどの名は体をあらわすということでございますが、では内容のほうはと申しますと、要は医療費の削減でございます。高齢者の医療費がかかり過ぎると保険料が値上げする仕組みにすれば、高齢者は気軽に医者にかかることを控えるようになる。これは総医療費の1割負担という制度でございますので、これは年々高齢者がふえる。先ほど高齢化社会ということですので、高齢者がふえる。医療機器等の進展がありますと、それが

また医療費がかさむ。そういう中での1割負担。その医療費の1割負担ということですから、これは当然年々医療費が、保険負担が上がっていく、保険料が上がっていくという仕組みでございます。2年ごとの見直しというのは、2年ごとに値上げがあると。今報道等で国保のときと比べて7割の方は値下げに減額になったというようなこと、これは真相といたしますか、客観的なあれはわかりませんけれども、そういう報道がなされております。ただ、長期的に見ますと、2025年、ちょうど団塊の世代の方がこの後期高齢者になるときには、今の2倍を超えると。保険料が今の2倍を超えると試算が出ております。また、診療報酬に上限をつける、それにて医療費を抑制するという仕組みもとられております。慢性疾患等の定額包括払い制等が言われるものでございます。また、年金からの天引きということでございます。前回の議会におきまして、私資格証明書の質問をさせていただきましたけれども、この後期高齢者においても支払いができなければ、保険料を取り上げるという仕組みになっております。

このような内容のいわゆる医療費の削減の方策として、先ほど質問に出ました健診の義務対象から外す、人間ドックの受診からの補助を削る、またベッド数38万床、これは長期療養患者のベッド数38万床を15から20万床に減少していくという制度も盛り込まれておまして、そういう内容の中で、これもまた現自民党の重鎮であります堀内光雄、元自民総務会長がコメントしておりますので、読まさせていただきます。この方は富士急行の社長でございまして、年金を当てにしなくても生活ができる人なのでしょうけれども、「福田首相は「制度自体は悪くないが、説明不足だ」とおっしゃった。「説明不足」ではなく、制度自体が問題である。今ある保険制度は若い人だけにして、医療費のかかるお年寄りには出て行ってもらう。保険制度を守るためにあなた方は外に出てくださいというのは「うば捨て山」以外の何物でもない。保険の世話になることもあるだろうと保険料を払ってきたが、75歳になったら外に出てくれ、リスクを分け合うから保険が成立するのです。75歳以上の人だけで医療保険制度を維持しようとしても、行き詰まる、制度に欠陥がある、年金からの天引きも大きな問題。若者が給料から差し引かれるとは違う。お年寄りにとって年金というのはストック、資産だ。そこに手を突っ込まれたらどう思うか。本当に冷酷なことをやっている。記者が医療改革基本方針の閣議決定時、総務会長でしたねという質問については、よく精査しなかったかもしれない、じくじたるものがある。私も制度を告知する通知が来るまでわからなかった。国民皆保険制度を絶対に崩さないことが重要だ。凍結して制度自体を見直すべきだ」という与党の重鎮のコメントが出ておりますとおり、この後期高齢者医療制度につきましては、非常に日本の皆保険制度を揺る



がす大きな問題であろうと思います。

戦後、日本が文字どおりゼロから出発したときに、あの非常に財政が窮迫したときに、お年寄りを高齢者を邪魔者扱いにしたということを私は聞いておりません。日本のその国の税の配分のあり方で民主主義の成熟度が図れると思います。私たちの子供たちが明るい未来を展望できる政治をこの国は、今私たち、この国を担っておる者は、希望のある社会の実現に向けて努力しなければならないと思います。私は、そんな強靱な体ではないのですけれども、山岳部の部長をやっておりましたときに、一つの教えがありました。道を誤ったら、勇気を持って引き返すことがチームを預かるリーダーの使命であるということをお教えいただきました。

そこで、前置きが長くなりましたけれども、担当課長にご質問をさせていただきます。先ほどのご質問に重複する点がありますので、そこを割愛しての質問になります。また、ここにはございませんが、若干つけ加えさせていただきますものもございますので、ご承知ください。まず、保険証の交付について、遅延等の有無ですけれども、これについては、町のほうでの遅滞ない時期に交付をされたということで、遅延等はなかったということでの理解をしております。また、年金天引きについての金額や天引きの有無でございますけれども、誤天引きの有無、これについては先ほどの苦情等の中では特にございませんでしたので、この点もなかったのかなと思います。また、3番目の対象者などの町民からの窓口相談云々、これにつきましては、詳細なご答弁ありましたので、結構でございます。4番目としまして、年金無受給者、低額年金者、これは月1万5,000円未満の方でございます。この方については、保険料は窓口での支払いということになっておるのですが、その状況について、対応等を含めましてお聞きしたいと思います。

また、定額制の請求ということにかかわりまして、診療報酬定額制の請求について、従来のレセプトとの記載との内容異同についてでございますが、通常のレセプトですと注射1本打つごとに何点と、それを明細を処置費、それから投薬等、そういうものを明記して、それを点数にあらわして請求する内容なのですけれども、私その実態をまだ確認をしておりますが、定額制になって、入院患者さん等はもう何十万という金額で請求が来て、そのレセプトの内容、何を処置したのか、何を注射したのか、そういうものについての記載がレセプトにはないというようなことを聞いたことがございます。その点のちょっと確認をさせていただきたいと思います。それから、追加になって申しわけございませんが.....関連の質問ですけれども、よろしいでしょうか。では、再質問のときにさせていただきます。

次に、市野川、粕川の整備に関する件でございますが、内容については

河川内の川床の草木の状況と安全対策についてでございますが、これに含めた質問とさせていただきます。これも含めた質問ということでさせていただきます。具体的にちょっと質問内容が書いてございませんで申しわけございませんが、1つとしまして、河川法によりまして、市野川、粕川の河川区分及び管理者について伺います。また、この市野川、粕川の災害の経緯について、大きな災害等についてのお聞きしたいと思います。また、粕川の整備については、先輩議員からも何度か質問があったかと思えます。河川の中が、いわゆるアシですか、そういう草、ヨシのようなものが生えておりまして、大分1メートルも超えるようなところもございまして、また河川の中にクワ、クルマミ、それから柳、そういう木も川を越えまして、大きく成長しておるという状況でございますので、そういう展望、これまでに指摘があったかと思えますけれども、その整備についての対応につきまして、経過につきまして伺いたいと思えます。

それと、嵐山町の地域防災計画でございます。資料編の中に41ページ、危険箇所というのがございまして、山腹の崩壊ですか、それから土砂流出ということの中で、河川指定区間一覧表というのがございまして、そこに粕川というのが載っております。概要が載っております。この意味合いにつきましてお伺いをしたいと思います。

あと、市野川につきまして、私概要と、市野川を上流から下流まで観察といたしますか、見てまいりましたのですけれども、それにつきましての整備等につきまして伺いたいと思えます。この市野川の上流は、小川町と越畑地区ですか、これは小川町とちょうど真ん中に境がございまして、この市野川、それずっと下流に来まして、志賀の北部に入りまして嵐山町に入った独自の河川になっております。それから、杉山と志賀等を通りまして、精進橋のところで先ほどの粕川と合流をしておるところでございます。これにつきましては、ほとんど私の入ったところ、手が入っていないといえますか、その自然の状態を保たれているという河川の量でございます。兩岸とも、草が大分高く生えておりまして、これから一層夏を迎えれば、1メートルをもっと越えるのかなというような草が生えておるような状態で、人が踏み入れる、川辺を散策する、川の中を探検してみるというようなちょっと状況ではないなということを感じました。

そこで、このたび杉山城が国の指定史跡に決定したことからも、杉山城を核とした公園緑地の整備、これは都市計画マスタープランの中でうたっていましたのですけれども、その一環として、同所から見渡す市野川の整備、保全等を生態系に配慮した多自然型の川づくりを推進していただいて、住民の日常生活に身近な潤いの場として、河川等の改善を進めていただければ

ばと思います。隣の滑川町でも、この市野川の整備につきましては、今護岸整備がされておるところですけれども、この自然の形態を残す形でシンポジウム等も開きまして、町民参加の形で計画をつくっておるのですが、いずれこの嵐山町におきましても、市野川の整備、護岸整備等の具体的な事業が行われることになるかなと思いますけれども、それに踏まえて、あらかじめ嵐山町においてもこの整備、いわゆる自然を残した形でのこの市野川の計画を進めていただければと思います。折しも上田知事も本年度、水辺空間の創造、川の再生というようなテーマで主要施策として掲げておりますので、そういう面からも、ひとつまた嵐山町の北部において、新しい水辺空間の事業、夢がふえるのではないかなと思います。この点については、ご答弁をいただきたいと思います。

○柳 勝次議長 それでは、順次答弁を求めます。

中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、ご答弁をさせていただきます。

まず、保険証交付につきまして、支援等の有無ということでございます。こちらにつきましては、先ほどちょっとご答弁させていただきましたが、本町におきましては、3月17日に被保険者1,775人の皆様に対しまして、配達記録郵便によりまして送付をさせていただいたところでございます。4月1日までに受取人不在等の理由によりまして、郵便局のほうから町のほうに10通ほど戻ってまいりました。この受取人不在ということは、その理由なのですけれども、まず送付後、死亡された方がいらっしゃいました。それから、住所地从り施設等への入所によりまして、その保険証が受け取れなかったという方がいらっしゃいました。いずれにいたしましても、施設等の入所の方々につきましては、早速こちらのほうで調査をいたしまして、4月の早々にはすべて到達をさせていただいたということでございます。

それから、2番目の年金天引きについての金額や誤天引きの有無ということでございまして、年金天引きにつきまして、誤天引きというのは本町についてはございませんでした。ただ、全国的に見ますと、幾つかの市町村で4月徴収保険料を本来の半額で設定して誤天引きをしたとか、もしくは4月徴収対象者に現時点では含まれない方々から徴収をしたというような事例があったというふうには聞いております。本町についてはございません。

それから、年金天引きの件数でございしますが、4月15日、本町におきましては1,066件の天引きをさせていただいておりまして、金額では1,182万6,000円ほどの天引きをさせていただいたということでございます。それ以外の皆様につきましては、普通徴収もしくは10月からの天引きという形になるわけでございます。3番のご質問につきましては、お許しをいただきま

したので、割愛をさせていただきたいと思います。

4番目の年金無受給者、低額年金者の窓口での支払い、普通徴収にかかわるお支払いでございまして、議員さんのほうからもちよっとお話がございましたが、4月15日の年金天引きから後期高齢者医療制度における保険料の徴収は始まっております。ただし、お話がございましたように、この特別徴収、4月からさせていただきました皆様方というのは、これまで国民健康保険に加入されている方で、かつ年金額が年額で18万円、議員さんのお話のように月額で言えば1万5,000円以上の方、かつ介護保険料と後期保険料を合わせた額が2分の1を超えない方という形になってございます。それ以外の皆様につきましては、普通徴収7月からの開始、そして10月からの年金天引きという対象になってくるものでございまして、現時点では窓口の支払いというのは、実績がございません。それによりまして、大変申しわけございませんが、この対象者の方々の平均額あるいはその収納状況等については、現時点ではまだ実施がされておられませんので、お答えができないということでご理解いただければと思います。

それから、その後の対応ということで、先ほど資格者証のお話、議員さんからございました。もし普通徴収等で滞納された方々があった場合はどうなるかという、その対応という意味であろうというふうに思っておりますが、こちらのほうにつきましても、広域連合等に問い合わせをいたしましたところが、まだ徴収実績がないと。その滞納状況、その内容もわからないということでごございまして、いずれにしましても、広域連合の条例の中にもいろいろと徴収の猶予の条項あるいは減免の条項、そういったものも定まっております、いきなり資格者証ということではなくて、その徴収の内容あるいはその滞納の状況を見て今後の対応を考えていきたいという考え方を持っておるということでごございます。現時点ではそのような形でご回答をさせていただきたいと思っております。

それから、5番目の診療報酬額の定額制の請求、レセプトについてはどういう形になるかということでごございます。まず1点は、包括診療料、先ほど議員さんからお話がありました。こちらについては、まだ実施がされていないというふうに承知いたしておりまして、もう一点、定額の意味では、後期高齢者のいわゆる診療料、月額6,000円以内という定額の診療料、こちらのほうについては、実際にいわゆる担当医というような形で患者さんのほうから選べるという制度になっております。こちらについて、もしそれが実施された場合には、レセプトの様式については特に変更はないというふうに聞いております。ただ、この診療料を記載する場合につきましては、レセプトの外療診療で、その他の診療の記載掲示場所、その場所に後期高齢

者診療料 600 点というような形で記載がされるというふうに聞いております。  
以上でございます。

○柳 勝次議長 次に、木村都市整備課長。

○木村一夫都市整備課長 お答え申し上げます。

私からは、2番の市野川と粕川の整備の関係についてお答えします。まず最初に、嵐山町内の河川についてご説明いたします。町内には埼玉県が管理している河川が都幾川、槻川、市野川、粕川、滑川がございます。次に、砂防指定を受けている河川が前川、志賀沢川、木曾園川、永沼川というものがございます。その他の水路及び河川については、嵐山町が維持管理をしているものでございます。今回お尋ねの市野川、粕川につきましては、埼玉県が管理している河川でありまして、危険箇所だとか、そういう土の堆積または木の伐採については、地図と写真を添付して、県の東松山県土整備事務所のほうへ申請してもらえば、要望に応じて予算の範囲内で実施してくれるというようなことも伺っております。また、今までにそういうふうに申請を何回かしてきているわけですが、県の予算も管理費が非常に少ないので、部分的にしかやってもらえていないというのが現状でございます。それと、県としてもパトロールをしながら危険箇所については対応しているというものでございます。

それと、災害の経緯なのですけれども、市野川につきまして、たしか 56 年、57 年に台風によりまして、太郎丸郡のところ、8 件ぐらい、この団地の部分なのですけれども、その堤防が低かったために、そこから自宅のほうへ水が入ったということで、消防団だとか、そういうものが出まして、土のう積みをしたという経緯がありまして、その後、土地改良事業だとか、そういうものが進みまして、河川のほうも広がりまして、そういう箇所も今はなくなっているというような状況でございます。それと、粕川については、県土木としては一応は全部改良が完了しているというものでございまして、土の堆積だとか、木の生えているのはおっしゃるとおりでございますので、そういうものについては町のほうからもまた要望していきたいと考えております。

それと、嵐山町の地域防災計画の危険箇所の関係なのですけれども、これにつきましては、41 ページにありますのは、これは河川指定区域というので、粕川ということであらわしたものでございまして、粕川につきましては、市野川との合流点の左岸側のところが以前は堤防が低かったために水が入るというような状況があったわけですが、その後、堤防が少し上がりましたので、そういう箇所も消えてきているというような状況でございます。

それと、市野川の今後の整備の関係なのですけれども、市野川につきまして、嵐山町分については市野川第1土地改良区、第2土地改良区で、用

地については全部が河川改修の用地は出ておりますので、その形で整備が進んでいるのだと思いますけれども、議員さんおっしゃるように、多自然型の整備を考えたかどうかということなのですからけれども、そういうことで考えてみますと、また用地云々についての協議が必要になるということがございますので、これについては今後、検討していく必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 金丸議員、再質問は。

○3番(金丸友章議員) それでは、先ほど後期高齢者医療制度についてでございますけれども、1件通知を出したところ、亡くなった方がいらっしやったということでございます。これはある事例でございますけれども、これ3月に死亡された方が、4月15日に天引きをされているというケースがあったようです。これは他の.....これは大阪市でございます。というのは、2月、3月分については、4月に支給されると。2月、3月分ということで、この方に死亡者から天引きをされたというようなことございましたけれども、先ほどの本町の1名の方ですか、死亡されておったということだと思います。ということで、不在ということで通知が戻ってきたということでございますが、この点については、このようなことはなかったのかなと思いますけれども。その確認といいますか、それとこういう事例がありましたので、述べさせてもらいました。

それと関連した質問でございますけれども、65歳から74歳の寝たきり、一定の障害のある人がこの本制度に入るかどうかについては選択制だということで聞いておりました、この後期高齢者の制度に入らないと、障害者の医療費の助成を受けられないというようなことでございますけれども、この点について町ではどういう対応を、またこういう事例があったのか。事例に基づいてどういう対応をされるのかということをお聞きしたいと思います。また、高齢者担当医制度というものがこの中にもございますけれども、先ほどのレセプトの中での月6,000円の診療計画、生活指導という内容になろうかと思っておりますけれども。この高齢者担当医につきまして、町内での状況はいかがか、お考えをお聞きしたいと思います。

また再度、粕川についてでございますけれども、県のほうに要請をして、要望をしていただくとのことでございますが、非常に今河川の中の状況は、畑と見違えるぐらいな状況でございます。極端に言いますと、そのくらい草木が伸びておりました、その根元には上流から流れたわら、それからアシの刈った枝がついておるとのことです、これは本当に緊急を要するものではないのかと思います。嵐山町の地域防災計画の水害予防計画の基本方針でも、「町内の河川水路等の現状を把握し、国及び県などに整備促進

を要請するとともに「云々とありまして、適正な維持管理を行って、水害の未然防止を図るという基本方針がございます。これは、この両岸は田んぼ、または畑とこの広野の中心部とを走っておるわけでございますので、ぜひ今後改善を強く要請をさせていただきたいと思っております。きょうも大分河川のほう、増水しております。今後、いろんな気象の変化等、ここのところ著しいものがございますので、豪雨となった場合、災害を未然に防ぐという意味でも、常に要望をお願いをしたいと思っております。

また、先ほど市野川の整備でございますけれども、これは親水空間ということで、都幾川、槻川については、勝景地という、または観光の面でも、町のほうでも力を入れて整備、またボランティア団体等の活動が盛んで行われているところでございますが、市野川という自然を残した、ちょうど私行きましたらカモがおり、また水鳥、カワセミが非常に水辺を飛んでおりました。そういう光景を見まして、本当に自然の豊かなところであり、自然石もありますし、観覧を含めた川の多様な河川環境が形成されておりましたので、これをどうかひとつ嵐山町の財産として将来的に検討、この杉山城跡を周辺を含めまして整備をさせていただきたいという、そしてまたひとつ夢をふやしたいなということがございますので、これについては町長にご答弁をいただければと思っております。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは、順次答弁を求めます。

まず、中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、第1点目の死亡した方、その方からの特別徴収ということがあったか、なかったかということにつきましては、大変申しわけございません。ちょっと確認をさせていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

それから、2番目の65歳から74歳の障害の持たれている方、この方が後期高齢に移ることについて、今議員さんのお話にありましたように、選択制になってございます。ただ、一部の県におきましては、強制的にというようなお話があったようなことは聞いております。本町におきましては、国保のほうから後期高齢に移られる方で、対象になられた方は一応92人ございました。その方たちにつきましては、本年1月に後期高齢に移られるかどうかという、そのような意向調査を実施をさせていただいておまして、その際にそれぞれの個別のところが必要に応じて説明をさせていただいていると。実質的にはこの92人のうち68の方が後期高齢のほうに移られまして、残り24の方は国保に残られたということでございまして、本町におきましては、強制とか、そういったことはございまして、意向調査の上で移ってい

ただいているということでございます。

それから、担当医の関係でございますけれども、担当医につきましては、一定の研修を受けて、そして登録をして担当医になるという手続になってございます。町内の先生方の実態なのですけれども、ちょっと調べさせていただいてすぐにわかると思いますので、こちらのほうも1番の回答と同時にちょっと回答をさせていただきたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○柳 勝次議長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、金丸議員さんの質問にお答えさせていただきます。

2番の市野川、粕川の整備に関する問題でございます。安全対策について通告がされておりますけれども、それらについては先ほど担当課長から答弁をさせていただいたような状況でございます。そのほかに杉山城を中心とした市野川、粕川等も含めた環境整備ということでございます。嵐山町におきましては、一番財産が自然環境ということでございますので、嵐山町の環境はしっかり町民とともに守っていかなければいけない、次世代に引き渡さなければいけないという基本的な考え方でおります。そういう中ですが、いずれにしてもこれ広い空間でございます。そういう中で、今までとすると里地、里山というようなことが頭を中心にあったかな。その中に水辺というものが含まれているのかなというような感じがあるわけですが、知事が水辺空間というような話を出してから、大変そちらが主役のような感じになってきているわけですが、そういう中で、なかなか今話しましたように、広い範囲でございますので、町がすべてどうするということは、もう到底できないわけでございます。

そういう中で、根岸地区とか、大蔵の地区では、根岸の学校橋の下流の河川のところなんかは、地域の人たちが草が整備がされていないような状況が続くとごみが捨てられるとかというようなこともあったり、安全性の確保というようなこともあって、そのところを地域の人たちが手を入れてコスモスをつくっていたりとかいうこともございますし、またそのほか草を刈り起こしていただいて、その地域を地域の中でみんなで守っていこうという取り組みもしていただいております。

そういうような状況もある中で、市野川、粕川ということでございますが、そういうようなものも含めて、先ほど来話があります地域をもう一度見直す、地域に思いをいたす、そういうような事業が立ち上げていただけるとありがたいかなというふうに思っております。そういうようなことにいくように、町のほうでもいろんな事業に協力をしていきたいなというふうに思っております。

また、国ではこういう状況というのは、嵐山町の粕川、市野川の流域だけ



でなくても、全国的にこういうような状況、そしてもう手が入らないような荒れ地になっているわけです。それで、そこを緑、水環境保全対策事業という農業関係の事業を組んで、農業者だけでなく、地域の人たちも巻き込んだ中で、そういう日本の環境を守っていく、日本のふるさと、原風景を維持をしていこうという事業も始まっておりまして、嵐山町でも地域の営農集団等を、また土地連の組合の皆様方を中心にそういう事業にも取り組んでいただいております。そういう中で、どこまでそういうものができるかというのが課題でありますけれども、嵐山町でも多くの皆様方がそういう形でかかわっていただいて、嵐山の原風景を守っていこうということで取り組んでおります。そういう事業をこれからもしっかり町では応援をしていきたいというふうに思っています。

○柳 勝次議長 3番、金丸友章議員。

○3番(金丸友章議員) 質問事項ではございません、要望でございます。これは町民課長のものですが、先ほども前議員の質問についても話がありましたように、この後期高齢者医療制度については、与野党ともに方策をあぐねておるところで、いろんなこれからの展開もあって、大変ご苦労だとは思いますが、先ほど町長が述べましたように、町民の皆さんに不安のないように、現行の町の行政としましては、その事務手続を肅々とやるしかないのかなというところがございます。どうかその点、大変だと思いますけれども、町民の不安のないところで説明等をお願いをしたいと思います。質問を終わります。

○柳 勝次議長 どうもご苦労さまでした。

---

#### ◇ 畠山美幸議員

○柳 勝次議長 続いて、本日4番目の一般質問は、第1番議員、畠山美幸議員。

〔1番 畠山美幸議員一般質問席登壇〕

○1番(畠山美幸議員) 議席番号1番、公明党、畠山美幸、議長のご指名がございましたので、通告書に基づいて質問させていただきます。

まず1つ目は、パパママ応援ショップ事業についてです。子育て中の家庭にとって、買い物や施設の利用などで割引や特典を受けられるサービスということで、パパママショップが19年5月から始まったわけなのですが、私もその恩恵をいただいております。優待カードはどのように配布をしているのか、伺いたいと思います。2点目は、この事業が1年経過して、嵐山町県全体での協賛店舗の増加数はいかがか、伺いたいです。

2番目なのですが、先ほど河井議員と質問が同じなのですが、答弁いた

だいていますので、1番目の小学校、中学校の耐震診断はすべて完了しているかということなのですが、これは終わっているようですし、2番の耐震工事はどこまで進んでいるかということも、すべて終わっているということで先ほど答弁いただきましたので、体育館のほうは4棟残っていますが、七郷小学校は22年度までに決着をしたいということも伺いましたし、あとほかのところは平成27年度までに整備していきたいということは聞きましたので、こちらは飛ばしたいと思います。

あと、3番目なのですが、防災マニュアルの作成についてということですが、この間といいますか、今近年、地球規模で災害などが多発しております。先日ありましたミャンマーのサイクロンなど、中国四川省の大地震、そして日本においてもつい最近、5月、6月と台風が来るというような異常気象が続いております。そのような災害時に備えて避難場所の地図を町民の方から、ぜひつくっていただきたいというご要望がありましたので、お伺いしたいと思います。2番目は、あと町のほうでは非常食はどのくらい用意ができているのか、伺いたいと思います。

4番目なのですが、安全対策についてということで、先日、町道1-22号を通っていましたところ、あそこの山の斜面が、がけ崩れというか、山崩れというか、起こしているようでしたので、町民の方もあそこがちょっとしょつちゅう岩が落ちてくるというようなこともおっしゃておりましたので、その辺のことをどのような対策をしていただけるのか、お伺いしたいと思います。

以上、4点についてよろしく願いいたします。1つは割愛させていただきましたので、3点です。

○柳 勝次議長 一般質問の途中ですが、暫時休憩いたします。おおむね10分間。

休 憩 午後 2時38分

---

再 開 午後 2時50分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

既に質問が終わっていますので、順次答弁を求めます。

まず、井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 それでは、ナンバー1のパパママ応援ショップ事業についてお答えをいたします。

①でございますが、この事業につきましては、お話をいただきましたように、昨年5月1日から県内でもいち早く7市1町で開始をし、10月からは県下全市町村で実施をしております。優待カードの配布状況でございます

が、昨年4月に町内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、これを通じまして、また健康福祉課の窓口で合計で1,984人の方に配布をしております。その後につきましては、出生や県内外からの編入された方はその届け出時に、また妊娠された方につきましては、母子手帳の交付時に健康福祉課の窓口で配布をさせていただいているところでございます。

②の協賛店舗数でございますが、事業開始当初の昨年5月末では、町内10店舗、比企郡市で140店舗、県内1,882店舗でございました。本年の5月末現在でございますが、町内27店舗、比企郡市で349店舗、県内で6,709店舗が利用可能という状況でございます。

以上です。

○柳 勝次議長 次に、安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 3番の防災マニュアルにつきましてお答えをさせていただきます。

①のこの避難場所の関係でございますけれども、災害の際、避難する施設といたしまして、公共の建物、地域の集会所等の、これは避難所、それと小中学校のグラウンド、広場等の避難場所、この2種類あるわけでございます。いずれも大規模な災害が発生したときに重要な役割を担う施設でございます。昨年度の地域防災計画の見直しの中で、避難所につきましては11カ所追加をいたしまして、50カ所となりました。また、避難場所を4カ所削除いたしまして、そのかわり国、県の施設の広場を追加をいたしまして、26カ所となりました。一朝有事の際に町民の方々が迅速かつ安全に避難できるよう、これらの避難施設やそこまでの経路につきまして、あらかじめ周知徹底しておくこと、これが地域防災計画上も大変大事だというふうに記述をされておるわけでございます。町といたしましては、今後機会をとらえまして、避難施設の地図を作成いたしまして、各家庭へ保存版として配布をしていきたいと、このように考えております。

次に、食料の備蓄状況でございますけれども、本年3月1日現在の備蓄の状況がアルファ米、これは五目御飯でございますけれども1,000食、豚汁950食、乾パン384食、これは数量の根拠となるものでございますけれども、これも地域防災計画に定められておるわけでございまして、地震等の被害を想定をいたしまして、避難者、それから救助活動を行う従事者、この1日分、3食分というふうなことでございます。嵐山町の直近の地震想定は、西埼玉地震ということになっておりまして、避難者が85人、この3食分といたしまして255食、それと救助活動の従事者、行政、消防、その他でございますけれども、合わせて1,000食というふうな計画になっております。なお、2日目以降につきましては民間から調達すること、それから県等からの

支援で対応するというふうな計画になっております。なお、昨年度末に深谷断層地震という新たな被害想定が示されたわけでございます。それによりますと、避難者が嵐山町で4,106人と、非常に多くの人数になっておりまして、対応する備蓄食料も1万3,000食必要というふうなことになるわけでございます。現時点では、この準備は嵐山町に限らず、できていないというふうな状況にもあるわけでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に、木村都市整備課長。

○木村一夫都市整備課長 答えいたします。

私からは、ナンバー4の安全対策についてお答えします。お尋ねの路線は、町道1-22号でありまして、延長が約1,000メートル、幅員16メートルの道路で、平成6年度に測量設計に入りまして、山の頂上を境に1工区、2工区と分けて、1工区につきましては、平成11年から工事着手し、13年に完了したものです。また、2工区については、16年に事業を完了したもので、お尋ねの、のりの安全対策ですけれども、これにつきましては、そのとき事業費が不足したため、そののり面保護ができなかったというものでございます。のり面の面積なのですが、そこにつきましては、約760平方メートル、それで事業費にしますと約630万円かかるというものでございまして、担当課としましては、安全対策費の予算要求をお願いし、のり面保護を考えていきたいと考えておりますが、当面の間は、今板さくで下で置いてあるわけですけれども、その中が今埋まった状況で、保存本質が出ているというものでございますので、そういうものを一度さらいまして、またそこで受けたいというようなことを考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○柳 勝次議長 第1番、畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) 1番のパパママ応援ショップで再質問をさせていただきます。

お店のほうなのですが、あるハンバーガーショップは、レジのところにパパママショップのこのハトのマークの看板というか、シールが貼付してあるのですけれども、町内のお店に関しましては、どういったサービスをしていますよというような、こういうシールは町内は貼付してあるのでしょうか、どうなのでしょう。その辺をお尋ねしたいと思ひます。

それと、先ほど配布の仕方なのですが、母子手帳の交付とともに配布をしてくださっているというお話がありましたが、ちょっと妊婦さんのほうにお伺ひしたところ、それはいつから始まったのか。何か以前、母子手帳をとりに行ったときにはいただけなくてということをお伺ひしましたものから、その辺、もう一度確認したいと思ひます。

それと、3番の②のほうなのですが、非常食の件ですが、何か区のほうで各自治体といいますか、例えば私が住んでいるところは広野2区なのですが、今度は区ごとに何かそういう備蓄をするようなお話があるというのをちょっとお伺いしたのですが、その辺は、果たしてその世帯分をご用意していただけるのかどうなのか、確認をしておきたいかなと思います。

あと、4番目の安全対策の件なのですが、今確かに30センチか50センチぐらいの高さの板で泥が流れてきたときに防御するという形にはなっておりますが、話によりますと、小玉スイカぐらいの岩というか、石というか、そういうものもたまにぽろぽろぽろっと落ちてきて、はげて道路のほうに出るとかということもちょっとお伺いしたものですから、やはりあれだけきれいな道路でありますので、今メタボ対策でウォーキングをされているご婦人ですとか、ご夫婦で歩いていらっしゃる方とかもいるようなので、やはりちょっと安全対策、ただ板を置いておくだけではちょっと心配だと、お金がかかることですが、やはり人命にかかわることですので、630万かかるというお話ですが、その辺のことを町長に確認していきたいかなと思います。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは、順次答弁を求めます。

まず、井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えをいたします。

そのシール、ステッカーと呼んでいますけれども、その関係でございますけれども、畠山議員さんはハンバーガーショップでシールが張ってあるのをごらんになったということでございますけれども、協賛いただきますと、町のほうから協賛店舗にステッカーすべて配布させていただいておりまして、その中にサービス内容が記入されている。そういうシールを県を通じ、町からその協賛店舗、嵐山町の場合、先ほど27店舗というふうに申し上げましたけれども、その店舗には差し上げてあります。そういったことで、張られていないということがありましたら、私どものほうでもう一度確認をしながら張っていただくような方策を考えたいというふうに考えております。

それから、妊婦の方、この方につきましては、先ほど申し上げましたように、母子健康手帳の交付時に、基本的にはお渡ししていることになっております。先ほど渡されなかったということが今おっしゃったわけでございますけれども、仮に窓口で配布されなかったということであると、私どものミスということになります。大変申しわけないわけでございますけれども、教えていただければすぐにでも対応してまいりたいと。そして、仮にそういうことがあった場合につきましては、今後繰り返すことのないように徹底してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 次に、安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 災害に対してどのように備えておくかというふうな、食料の今お話なわけですけれども、基本的にはこれは公助、共助、自助と、3つの大原則がこの食料の備蓄にも当てはまるわけございまして、役所で先ほどご説明申し上げましたのは、嵐山町としての役割、公助としての役割について1日分備蓄をし、なお2日目以降については他から応援を願うと。住民の方々は、自分の安全は自分たちで守るというふうな自助の精神に基づきまして、地域防災計画上は3日分、これは自分の家庭で食料についても備蓄してくださいというふうな内容になっております。

それからもう一つ、その共助、これは自主防災組織、広野の2区も自主防災組織をこの七郷地区の自主防災組織の中の1つとして位置づけられまして、これから各地域に組織と同時に備蓄倉庫、防災倉庫というものをつくっていただくわけですけれども、その中でやはり食料についても地域で備蓄していただくと。この公助、共助、自助、この3つの原則に基づいて備蓄も行っていくという考え方でございます。

○柳 勝次議長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 4番の安全対策についてお答えをさせていただきます。

1-22号線の話ですけれども、確かに予算の関係もありまして、まだ整備ができていないわけですけれども、今あちこちのところでこの安全対策について、区長さんを中心として要望が上がってきております。そういう中で、担当課で現地を確認をしながら、安全対策ができるだけとれるような順位でやらせていただいておりますので、ここのところをもう一度見てしっかり安全対策がとれるように対策を講じていきたいというふうに思っております。広い範囲、いろんなところがありますので、それらと勘案をしながら検討していきたいというふうに思っています。

○柳 勝次議長 第1番、畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) また1番、パパママショップのことでお伺いしたいのですけれども、これだけのすばらしい、いろいろ企業に協賛していただきまして、サービスを受けられるというすごいいい応援ショップなのですけれども、いまいち皆様に知れていないといえますか、認知度が低いようなこともあるようにお伺いしていますので、学校のほうは子供たちに配布をされているわけですから、多分子供、高学年になりますと、もう自分で勝手にこのカードを抜き取ってお財布に入れて、親には言わずにそのままというお子さんもいらっしゃるようなので、こういういいサービスがあるということを広報紙とかだけではなく、健康福祉課のほうに見えた方々には、今こういうのをやっています。

すよとか、セールスをぜひともしていただきたいと思うのです。せつかく中を見ますと、りそな銀行などでは住宅ローンが1.1%も優遇されるとか、そういう私なんか飛びつきたくなるようなサービスもありますので、ぜひ町民の方にこういうものがあるということをお知らせしていただきたいかなと思います。

あと、4番の安全対策のところなのですからけれども、今1-22号ということでお話を出しましたけれども、ほかにはそういったような山崩れだとか、がけ崩れのような場所がほかにはないのかどうか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは、順次答弁を求めます。

まず最初に、井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 答えいたします。

せつかくいいサービスなのに町民の認知度が低いのでは、PR活動をもっとしたらいいのではないかなというご質問だと思います。確かに本当にいい制度でございまして、特に埼玉県は全国で最大の規模でございまして、39道府県ございまして、5,000件の協賛店舗があるのは埼玉県と福岡県だけと。あと、その他の県については1,000件から2,000件が多いわけでございます。そういったような最大の規模で実施している県といたしまして、もう少しPRが必要だというふうに思います。PRにつきましては、ちょっとお話がございましたように、今年の4月、5月の広報でございました。それから、ホームページ上では新規店舗が協賛いただいたときにはすぐにアップしておりますし、県のホームページも協賛店舗は、協賛していただいた時点で更新をしているような状況です。それから、7月号では、また新たに広報で27店舗、先ほど申し上げましたけれども、町内の27店舗すべてをお知らせするとともに、ホームページでも、もちろん更新してまいります。それから、埼玉県では、今年の3月28日だったでございましてけれども、携帯サイトを開設をいたしまして、携帯ですべて検索ができると。協賛の内容でありますとか、新着情報ですとか、共催店舗の一覧ですとか、そういうのができることになりました。それから、町では町内の公共施設、小中学校はもちろんなのですが、図書館、おもちゃ図書館、農構センター、役場、増進センター等々に一覧表を備えつけてございます、店舗の一覧表、そういったこともやっているわけでございますけれども、これからもPR活動のほうは積極的に推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に、木村都市整備課長。

○木村一夫都市整備課長 答えいたします。

ほかにもあるかということですが、担当課としては把握はしておりませんが、山の中のほうにのりを切った、切りっ放しの道路というのがございますので。ただ、そういう面については、切ったときにのりが岩盤だということで、吹きつけだとか、そういうのをしない状態ですが、それについては表面の風化で側溝が埋まるというようなものだと思いますので、大きいような崩れてくるというのはちょっとないかと思えます。

○柳 勝次議長 どうもご苦労さまでした。

---

◇ 松本美子議員

○柳 勝次議長 続いて、本日の5番目の一般質問は、第12番議員、松本美子議員。

[12番 松本美子議員一般質問席登壇]

○12番(松本美子議員) 12番議員、松本美子、議長の指名がございましたので、一般質問を大きく分けまして2項目させていただきます。

まず、1項目めですが、町政のあゆみについてという大きな見出しですが、少し前段を申し上げながら質問内容に入らせていただきたいと思います。岩澤町政は、平成16年度9月に町長に就任をなさり、強い信念と苦渋の選択かなというふうには私思っておりますが、嵐山町財政が赤字あるいは破綻とならないために、行財政改革へしっかりと取り組み、町政の進展と基本理念をもとに、町民の皆様あるいは職員さんの努力あるいは議会、さまざまな皆様方の先頭に立ちながら、行財政改革を進めて現在に至っているかなというふうには認識をいたしております。そこで、17年度あるいは18年度、19年度の主な削減は、職員の意識改革はもちろんですが、事業の廃止と縮小あるいは使用料の有料適正化、人件費の削減あるいは職員さんの人数が171から156への減だというふうにお話を伺っておりますが、その辺、それから敬老祝金の廃止あるいは特別職、議会議員の減額あるいは廃止、数え切れませんが、さまざまなものがあり、16年度就任なされたときには67億円の借金等があったと。現在20年度の今予算では56億円となりまして、11億円の減額ができたというふうには認識をいたしております。その反面、行財政の改革の過程では、町民の負担はやはり避けては通れない部分、あるいは極めて厳しく受けとめている町民も少なくはないかなというふうには思っております。これらを踏まえまして、17年、18年、19年度のメリットあるいはデメリットにつきましてお尋ねをさせていただきます。

その次ですが、20年度の財政を踏まえまして、予算組みも終わりました執行がなされているわけですが、岩澤町政の取り組みはよく伺っていますが、安全あるいは安心なまちづくりで地域コミュニティ事業を立ち



上げた、あるいは乳幼児医療の大幅な拡大によりまして通院が小学生からとか、あるいは入院につきましては中学生からというような拡大が行われた。また、児童手当を見てみますと、小学校の修了までだというふうなこと、あるいは保育園児は17年度より今までは待機待ちは数多くありましたけれども、ゼロになったと。続きまして、幼稚園につきましても、鎌小の廃校というような大きな問題がございまして、その跡地に嵐山町の幼稚園は移転をなされまして、21年度からは大幅なる定員の100名というように充実を図るというようなこと、または子育て支援の面から見ますと、今年度では、20年度でございまして、出生の4カ月未満の家庭訪問をなさり育児の支援をする、あるいは妊婦健診につきましては、2回だったものが5回へと拡大をなされて充実を図っていると。道路に関しますと、整備はもちろんですけれども、里山保全条例等の数々の事業を実施をされてこられました。

そこで、町長就任なさりまして、いよいよ満期、満了というふうなものが目前に来ております。そういったことを踏まえまして、12月の副議長さんのほうからのご質問の中だったかなと思いますけれども、早々と次期町長選に立候補を表明されました。そういった中で、いよいよ8月26日が目前に来ますけれども、4年間を振り返りまして、自分自身に対する、大変失礼なのですけれども、評価がいただければというふうにご考えておりますので、ご答弁いただきたいと思っております。

それでは、大きな2番でございまして、1番とはちょっと反比例するかなというふうな、行財政改革を伺っていますから、また2番にまいりますと、町民要望というふうな形で伺わせていただきたいというふうにご質問をさせていただきます。嵐山町の財政は危機的状況であったと言いながら、徹底した見直しを行いまして、歳出の削減が行われて財政の立て直しが図られたというふうにも私も今述べましたけれども、少しは希望が持てたのかなというふうにも考えています。

そういった中で、町民福祉の向上あるいは緑が豊かで、先ほどからも出ていますけれども、自然環境がよいと、その反面、安心、安全なまちづくりは必ず必要と、そういったことを考えながら行財政改革を行う中で、これは多くの町民の方たちからは、さまざまなる要望等が町のほうへ出されているかなというふうにご思っております。この要望をかなえるためには、国あるいは県に対しての補助金、あるいはまた起債を起こさなければ取り組めないというふうにもなるわけですが、19年度要望で最優先に取り組んだ事業がありますが、それは計画的に整備をした事業もあるでしょうし、突発的なものもあるかなというふうには思いますが、この事業に対しての対応はどう図られたのか、お尋ねをさせていただきながら、要望を出しますと、その周

知徹底というものも図らなければならないというふうに思っております。

そういった中で、どんなふうに周知を図られたのか、お尋ねをさせていただきます。まずは区長さんからは、地域の方々の代表者ですので、かなりの要望が出ていると思います。そういった中で、19年度で結構ですので、事業の取り組みはどのくらいできて、どのくらいできなかったのかというものをお尋ねさせていただき、同じく団体からの要望も同様をお願いをし、福祉要望も同じくお願いをしたいと思っておりますので、2項目でございますけれども、質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは、順次答弁を求めます。

まず、金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 答えをいたします。

ナンバー2の町民要望の件につきまして私のほうから回答をさせていただきたいと思っております。平成19年度の町民要望につきましては、区長さんから上がってきたのが68件ございます。そして、多いものが都市整備39件ございまして、これについてはU字溝のふたをしてくださいとか、U字溝を設置してほしいとか、あと水路の改修をしてくださいというのが39件ございました。また、都市環境でございますが、これについては8件、草刈りをしてください、不法投棄等の処理、あと枝を切ってくださいという要望が8件ございました。あと、道路整備につきましては11件出てきております。交通安全につきましては8件、多いものでは、以上のような交通安全につきましてはガードレールとか、交通安全の標識をつけていただきたかという要望でございます。そして、そのほか団体からの要望につきましては30件ございました。これにつきましては、業者の方から、設計コンサルタント等のそういう業者から、そういう県内の業者からの発注をお願いしたいという要望等の関係のが4件、あと工事関係で2件ございました。そのほか団体では交通安全について3件ございまして、あと行政に対する要望が8件ございました。そして、福祉関係でございますけれども、福祉関係につきましては6件ございました。内容的には社会保障の施策の充実、あとバリアフリーのまちづくりをお願いしたい、あと福祉の充実の向上、社会福祉士の任用、あと風疹、麻疹等のワクチンの接種の個別化をお願いしたい。あと、自治体要請からは社会保障の推進ということで、こういうようなもので6件ございました。

あと、このほかに町民の声ボックスで74件ほど来ておりまして、それとあとは町民の声ボックスにつきましては、行政に対するご指摘とか、ご指導をいただくものとか、ご提案をいただくもの、あと町に対する苦情等がございました。このほかホームページからのインターネットで町へいろいろこうい

資料ありますとか、問い合わせ等が 34 件来ております。19 年度に区長さんから来ている要望の 68 件ございましたけれども、約7割につきましては、その年度で終了しております。ただ、この区長さんから来ておりますのは、そんなに額的には大きい、年度ごとに来ているものは、その額的には大きいものではございませんので、大体その年度で消化できるものについては約7割が事業を終了することができまして、あと3割については、今後の検討課題ということで、文書にて回答をさせていただいております。あと、各団体につきましても、すべて文書で回答をさせていただいております。ただ、業者関係の要望等については回答はしておりません。あと、社会福祉関係につきましては、それぞれの団体からの要望等でございますので、これについてはほとんどがフロッピーで回答をさせていただいているという状況でございます。これにつきましては、ほとんど1回、町と懇談会をして話し合いをして、それについて回答を出しているということでございます。

あと、町民の声ボックスにつきましても、記名であれば、文書または電話で回答しております。特にこれはほかの町民にも周知徹底をしたほうがいいというものについては、広報紙で4回、回答を広報紙に載せております。ですから、全く無記名で回答のしようがないというもの以外につきましても、ほとんど回答はできているかなと思っております。あと、事業につきましては、あと大きな区からの要望等につきましては、町の実施計画に順次計画を載せていきまして、それで実施をしていくということになりますので、大きな費用のかかるものにつきましては、今後また実施計画、3年でローリングしてありますので、その中で順位を決めながらやっていくようになるかと思えます。

以上でございます。

○柳 勝次議長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 松本議員さんの1番の町政のあゆみについてお答えをさせていただきます。

16 年9月にお世話になって以来、いろんな取り組みを行ってまいりました。町の行財政改革というのは、町の発展と町民福祉の向上、これを心魂に据えて清潔、公平、平等の理念として聖域をつくらない行財政の改革を目指しました。これが16年に就任をして、最初に行った事業でございます。17年度を初年度として財政の健全化を進めてまいりました。そして、3年間の財政効果というのが6億 3,599 万円であります。改革の主な内容としたしまして、事業の廃止、事業の見直し、そして人件費の削減などが主な内容でございます。それで、メリット、デメリットというお話でございますが、メリットとデメリットというのは、表裏の関係でございます。例えば今お話がありました敬老祝金の廃止というのが、見方によってはデメリットというふうにとら

れると、そうなるかと思えますけれども、財政の健全化ということで寄与したかなという、これも反対の見方ができるというようなこともございます。

そういうようなことでお話をさせていただきたいと思えます。メリットとして行ってきたわけございまして、持続可能な行財政経営の確立に向け、簡素で効率的な行政システムを構築し、機構改革ですけれども、またスクラップ・アンド・ビルドによる事務事業の見直しの実施、これが今言った事業の廃止、見直し、それから町民要望に対する迅速な対応による町民満足度の向上、職員の意識改革、こういうこの回答については原則1カ月以内としているというような迅速度、そして町民の満足度を上げて効果があったのではないかな。そして、そういうことをやるのには職員の意識の改革が当然伴ってきているということございまして。それから、町民が主体となり、地域の課題やまちづくりに参画、地域訪問、地域コミュニティ事業、こういうようなことに参画をするための事業、そして事業やパブリックコメント、町政モニター制度の導入、ホームページ等からの情報提供、これらの充実により町民意識を反映した施策が展開をされてきているのではないかなというふうに思っております。

また、予算編成におきましては、総振と実施計画というのが乖離が見られた部分があります。この予算編成を是正をするために総振と実施計画を連動した予算編成が可能となってきております。事務事業の費用対効果や事業評価、そしてPDCA、サイクル事業、プラン・ドゥー・チェック・アクション、これらのそのサイクルを見直しを進めながらやっているということございまして。また、受益者負担の観点から使用料の減免の規定の見直しを実施をし、受益者と負担のバランスについて町民から理解が得られているのではないかなというふうに推測をしております。そして、デメリットということになるかはあれですけれども、課題としてとらえておりますことが、厳しいこれらの財政状況を踏まえて、義務的経費の中で大きな役割を占めております人件費の削減に努めて健全財政の維持に努めてまいりました。しかし、その結果として、この議会でも議論が出ましたけれども、職員の削減が進められる中で、地方分権による権限移譲により、職員1人当たりの事務量の増加、こういうこともあり、住民の多種多様な町民ニーズに対応ができる専門員の確保、こういった職員の問題も課題があらわれてきている。これらが行財政の改革を進める中で必然的に起きてくることかもしれませんけれども、職員の人数が減ってくる、あるいは要望がふえてくる、そういう中でこれから課題として受けとめております。

それから、自分自身の評価ということございましてけれども、これらを実施をした結果、成果が生まれてきているというようなこともございますし、そう

いうことをやっていく過程において、町民のご協力がいただけてきているというふうなことを踏まえて合格点がいただけるのではないかなというふうには自分で考えております。

○柳 勝次議長 第12番、松本美子議員。

○12番(松本美子議員) 再質問に当たるかどうかわかりませんし、丁寧に答弁していただきましたので、再質問するのはどうかなというふうな気もしますが、少し質問をさせていただければと思っています。

まず、町長の関係ですけれども、さまざまな町民の声ですから、これが正解か正解ではないというふうにはわかりませんが、町民の声として聞いていただければ、対応ができるようでしたら、していただければと思います。岩澤町政は、2回目を今度目指すということになりまして、嵐山町のもちろん進展のために何らかの重要な柱というふうになるものを出馬する以上は考えておられるというふうに思っているわけなのですが、なかなかその辺のところが見えてこないというか、姿勢等がよくわからないといいたいまいしょうか、そういった声もかなり聞こえております。そういった中で、ある面では行財政改革をしっかりとやられてこられた、それは町のためだということも百も承知した上なのですけれども、これ以上町民に負担が改革をすとかかってくるのかなというふうな不安といいたいまいしょうか、不安につながるのか。どこまでつながるのかと言われると、ちょっと私もわかりませんが、そういった声もかなり出ております。そういった中で、それを町民に理解をしていただかなければ、この時点ではならないかなというふうには考えて質問をさせていただいているのですけれども、まず、その重要な柱を、いわゆる来年度からということになると思っています。選挙に対しての重要な来年度からの柱はこういうものですよというふうなものが打ち出せると思いますけれども、町を運営していくのには、やはりその辺のところもしっかりと町民に訴えるべきではないかなというふうには私も感じていますので、またこれも町民の声ですので、お聞かせいただければありがたいかなというふうに思っていますので、お願いいたします。

それと、町民からの反対に今度は要望になりますけれども、細かく政策課長さんのほうからはお話しいただきました。区長さんあるいは団体、福祉さんのほうの関係ですけれども、それぞれ分けていただいて、きちっと対応はして、文書なりのでできなかった部分にはしていると。意外と区長さんのほうの要望等が7割もできたということなので、町民も満足というふうには考えているのかなというふうに思っています。そういった中で、約3割近くがかなり実施計画に載せなくてはならないというふうなお話のようですけれども、これは何年かで結構ですけれども、どのようなものがあるのかなというふうにはちょっと思ったものですから、お尋ねさせていただければありがたいです。

それから、私もこの町民の声のボックスというところはちょっと入れなかったけれども、お答えいただきましたので、ありがたく回答は思っておりますけれども、この中ではどのようなことが、町に対しての、執行側に対してのことあるいは町全体のこと、いろんなことがあるかなと思いますけれども、2、3で結構ですから、教えていただければと思っております。

以上、3点でしょうか、よろしく願いいたします。

○柳 勝次議長 それでは、順次答弁を求めます。

金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えをいたします。

まず、区長さんのほうから未実施だったもの3割ということでございますけれども、これにつきましては、例えば志賀小前の金平線に通ずる道路の安全対策の施行をしてくださいますとかというものにつきましては、ちょっとできなかった。また、19年度にはできなかったのですが、例えば太郎丸の58号線の舗装をしてくださいますという要望があったのですが、これ19年度にはできなかったのですが、20年度には実施をしているということでございます。あと、できなかったものについては、例えばもう一つ申し上げますと、側溝整備で、これにつきましては、町道の整備がこれからするわけなところなのですけれども、これ千手堂の大妻のところなのですが、大妻のところから幼稚園に入っていくところの町道に側溝を入れてくださいという問題があったのですが、こういうものについてはちょっとすぐは対応できないということでお答えを申し上げさせていただいたものがございます。

あと、道路拡張工事をしていただきたいということなんかにつきましては、今後検討をさせていただきたいというふうな回答もしてございます。あと、町民の声につきましては、本当にいろいろございまして、区長さんと同じように、こういう側溝を整備してほしいという話から始まりまして、細かい本当にこんなことまでかというぐらいのことも入ってきております。例えば平沢のヤオコ一通りの入り口の掘りの中にごみが入っているから片せとか、本当に簡単なものも入っておりますし、あと乳幼児医療の立てかえが不便だとか、そういうものはどうにかしてほしいとか、あとごみステーションを役場内に設置してほしいと。ふだん共稼ぎの人がいて、自分のところにはステーションには出せないの、仕事から帰ってきたら役場に持っていきから、役場にステーションを設置してほしいとか、本当に細かいところ、あと窓口業務についてとか、就業規則はどうなっているのだとか、そういうようなことまで、本当に町民の声ボックスでは、ちょっと来たところで町に対する、その反面、嵐山町に来て本当に楽しい生活を送っているとかというありがたい声もあるのですが、ちょっと何かありますと、すぐ町民の声に入ってきている状況でござ

います。もし区長さんにつきましては、区長要望について毎年区長会さんに1年間こういう要望がありましたよというのを区長さんにうちのほうでは返しておりますので、各区の区長さんは、大体どこの区でどのぐらいの要望が出ているかというのはわかっております。あと、町民の声ボックスにつきましては、本当に大事なものについては広報紙に掲載を、先ほども申し上げましたが、掲載をしております。

以上でございます。

○柳 勝次議長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えをさせていただきます。

1番の問題ですけれども、町政についてでございます。行財政の改革を遂行してきたのはわかる。だけれども、厳しい面ばかりではないかと、あと何があるのだというお話でございますけれども、そのとおりだと思うのです。それで、大変無理なお願いをしてみました。その結果、成果があらわれてきた。そういう中で、松本議員さんからも今話がありましたけれども、幾分どうにかなってきたのではないかというようなお話でございます。それで、それを受けてこれからどうするのだということでございます。一番の基本は、今までも進めてまいりましたけれども、協働による地域経営、この意識、これをいかにしっかり町民の中に、そして我々も含めてそれを持っていけるかということだと思うのです。それで、それには再三申し上げておりますように、コミュニティ事業等を通じて、そして地域の中で住民の皆様方がどこまで何ができるのだということと、そして行政のほうではどこまでおまえらやれるのだというようなことをお互いに認識をし合う中でやるべき事業というのをお互いにつくっていく、そしてそれがお互いに満足をし合ってこの事業をやっていく、こういう形が地方分権の中で一番目指すべき方向ではないかというふうに思っております。その方向にいきたいなというふうに思っております。それで、意識の共有化が図られる中でやっていく、その事業として、今議員の皆様方にも再三説明をさせていただいて、ご理解いただいて、ご協力いただく給食の調理場、これらについては一番大きな、今までの大きな課題であったわけです。それで、そういうものをしていきたい。

それと、何としても教育というものに力を入れていかなければいけないというのは、だれも認識が一致をしているところでございますが、特に力を入れていきたいというふうに思っております。それらについては午前中からも話があります耐震に対する取り組み、そして特に嵐山町の場合には、管理棟、教室棟が終わっておりますので、体育館について年度を決めてしっかりやっていくということでございます。それと、幼稚園について、鎌形小学校がご協力をいただけて、今のような形で進んできておりますので、これを幼稚

園 100 人体制にしてしっかり幼児教育ができる拠点づくりをしていきたい。これにも説明を再三させていただいておりますけれども、お金がかなりかかるようなことでございます。そういった教育の施設整備面の充実を一層図っていきたい。

それと、あわせてソフト面、今年も今年度もご協力をいただいて指導主事の増員を図らせていただきました。それらを含めまして、これからもやれることについては教育委員会と相談の上でやっていきたいというふうに思っております。特に教育委員会が力を入れてきております親の学習、これらについて子供のこともそうなのですけれども、学校で子供たちを学力の面倒を見ていただく、そして地域は地域として子供たちに何ができるかということ、それともう一つ、家庭が言われてきております。そういったものを、今の状況では時とすると、就学時というようなところと切り離したりなんかという、切り離しというのは、ちょっと言葉が不適切ですけれども、何か境目にあるような感じもするわけです。さっき乳幼児の話もありましたけれども、子供というのは、赤ちゃん、お母さんのおなかの中にできたときから、生まれたときからもうお子さん、子供さんという認識を持って、子供というものを就学時前とか後とかということではなくて、子供というような視点で、それでとらえていく必要があるのではないかと。それには窓口のそういったものの対応ができなければ、行政として住民にサービスが図れないというようなこともありまして、そういった窓口の集約化というようなことも、ほかの面も含めて医療あるいは福祉、介護、そういうようなものもいろいろ法律が変わってきておりますので、そういうものがどういう対応が一番町民の皆様にとっていいサービスが提供できるか、そういうものも含めて窓口の集約化ということもでございます。

それから、再三話が出ております足の確保、バス、これについてどういうことをやれるのかということがございます。それで、お年寄り、それから身体に障害のある方等が特にお困りになっているわけでございますので、そういう足の確保、それにはバスを中心としたそういうものをどう考えていったらいいのか。それとあわせて歩道の整備ということが、動くことが一番大変なわけですから、そういったものがどうできるか、そういう高齢者あるいは身体に障害のある皆様方に特に優しいまちづくりということにも力を入れていきたいというふうに思っております。

それから、生活道の整備というようなこともあわせて北部地区の積もり積もっているものもあるわけですし、そういうものについても今年度都市整備課、事業数が多いではないかというご指摘があるわけですけれども、そういうものも含めてこれからはしっかり取り組んでいきたい。それにはくどいあれですけれども、この地域に対する思い、そういうもの、地権者の同意というも



のがないと何も進まないわけでごさいます、そういった意識を共有をしながら事業展開が進めていければというふうに思っております。

それから、中心地区でもこの公民館というのがお年寄りの方ですとか、障害をお持ちの方ですとかに優しい施設ではないわけでありまして、これをどうにか使いやすいような形に変えていきたい。これも前々からの大きな課題ですけれども、手がつかないでいる。これをどうにかしたい。それにはシルバーカーというのか、ごろごろ乳母車みたいなものを転がしてでも入っていけるようなホールみたいなものも考えなければいけないし、それからお手洗いがだれにも使いやすいような形になっているのか、あるいは1階、2階に動けるときにエレベーターがつけられるのか、つけられないのかとか、いろんなそういうようなものを考えて、中央公民館をどうリニューアルができるか。新しいものにできるのか、できないのか。そして、交流センターというような名前のようなものにできるのか、できないのか。そういうものも含めて早急に対応を図っていきたい。そういういろんなものが目玉とすると挙げたいわけですけれども、それには一番ベースになるのに行政がこういうことをやるということではなくて、お互いの共有の意識を持った上で進めていければ、こういう事業も自分たちがつくったのだというような意識にお互いになれるのではないかなというふうに思って、これからしっかりそういう事業展開をしていきたいというふうに思っております。

○柳 勝次議長 第12番、松本美子議員。

○12番(松本美子議員) しっかりと2回目を目指すということも重要な町の柱といたしまししょうか、これからの事業展開といたしまししょうか、そういうものにつきましてのご答弁をいただきましたので、これが多くの町民の方一人一人に早く浸透しまして、私のほうも微力ですけれども、浸透するように質問させていただいておりますので、頑張りたいと思っております。

これから申し上げることは質問ではございませんけれども、いよいよ岩澤町長におかれましては、非常に季節柄、暑い日々がまいります。そういった中で、もちろん身も心も暑いのではないかなというふうに思っておりますが、体には十分気をつけていただきまして、所期の目標が必ず達成できますように心からご祈念させていただきながら、自分の手の中にしっかりとつかんでいただき、2回目の岩澤町政が誕生しますことを心からご祈念させていただきます。

大変ありがとうございました。

○柳 勝次議長 どうもご苦労さまでした。

次の一般質問に入る前に、先ほどの金丸議員の質問の中で、担当医の件等、2件が保留になっておりました。調査結果が出たようですので、ここで

答弁を求めます。

中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 先ほど金丸議員さんからいただきました質問の中で、ちょっと調査をさせていただいた時間とらせていただきまして、申しわけございません。

まず、第1点目でございますが、4月15日の特別徴収時点で、その時点で死亡された方からの特別徴収ケースがあったかということでございまして、こちらにつきましては4件ございました。それから、第2点目、町内での担当医の登録の状況はどうかということでございまして、こちらにつきましては、町内の医療機関で今担当医として登録をしている機関はないそうでございます。

以上でございます。

〔「質問を受けなくていいの」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 いいです。

○10番(清水正之議員) 金丸さんにそれだけでなくこういう質問したわけだから、答弁したわけだから、この問題について質問があると思うのですけれども。

○柳 勝次議長 内容的に質問に対しての答弁をしておりますから、その件に関しての質問はないものと判断します。

○10番(清水正之議員) 一般質問ということだから、もしあれば質問を受けたほうがいい。

○柳 勝次議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時49分

---

再 開 午後 3時50分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

清水議員からご指摘がありましたとおり、第2回目の質問の回答でしたので、もし答弁に対する質問がありましたら、金丸議員、質問席のほうで質問していただきたいと思えます。

それでは、第3番、金丸友章議員。

○3番(金丸友章議員) 早速の調査ありがとうございます。今死亡者についての天引きに対する答え、調査結果をいただきまして、本町において4件あったということでございますが、これのてんまつといえますか、保険料徴収の調整、これはいかがなさいましたか、お尋ねいたします。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 お答えをいたします。

ちょっと説明不足な点がございまして、大変申しわけございません。この4月の特別徴収、このデータ等につきましては、事務手続上、社会保険庁のほうへ1月のデータをもって特別徴収の依頼を行うという形になっておりまして、その後、亡くなられた方につきましては、年金の停止の手続、そういったものがされた部分については、当然4月15日に年金から差し引かれることはないわけですが、間近になってそういった手続が済まなかった方、そういった方につきましては、事務手続上、7月15日から天引きされてしまうということでございまして、その後につきましては、当然のことながら返還の手続をとらせていただいて返還をさせていただくという形になります。

よろしく願いいたします。

○柳 勝次議長 どうもご苦労さまでした。

---

◇ 川 口 浩 史 議 員

○柳 勝次議長 続いて、本日最後の一般質問は、第9番議員、川口浩史議員。

〔9番 川口浩史議員一般質問席登壇〕

○9番(川口浩史議員) 日本共産党の川口浩史です。一般質問を行います。

まず初めに、国民健康保険についてであります。①といたしまして、定例会初日の中の質疑にもありましたが、後期高齢者医療制度がこの4月から実施をされて、国保会計にどんな影響があったのか、あるいはこれからあると見ているのか、伺いたいと思います。②は、医療給付費の今後の伸びと保険税をどう予測しているか、伺いたいと思います。そして、③として、ジェネリック薬品の使用状況について伺うものです。ジェネリック薬品については、コマーシャル等で広く知られるようになってきていると思います。ジェネリックとは先発、後発の後発ということで、先発薬品の特許期間が切れた後、先発品と同じ有効成分を同じ量を含む、同じ材形で作られる医薬品で、効果効能、用法用量が原則的にひとしいものをいうこととあります。このジェネリック薬品、一般的に先発薬品の2割から8割安いということとあります。もう既にご案内のとおりだと思います。そこで、嵐山町での使用状況はどのぐらいか、伺いたいと思います。

2番目は、ごみ問題であります。①は前にも指摘をしましたが、有害ごみの回収方法についてであります。嵐山町のやり方というのは、私は改善する必要があるというふうに考えておりますが、まず町の考えを伺いたいと思います。②といたしまして、資源プラと廃プラを現在分けて回収をしております。

す。別の日に回収をしておりますが、これは一緒に焼却をしているわけであり、そういうことを考えますと、分けて回収するのがどれだけの意味を持つのかと考えるわけであり、初めに合理的な理由があるのか、伺いたいと思います。

3番目は、七小の体育館についてです。既にきょう町長の答弁の中でもありましたが、詳しい年度、これは建て替えを恐らく予想というか、考えているのだと思いますが、その点を伺いたいと思います。

そして、4つ目に子育て施設についてで、各学童保育室の現在の基準人数と現人数を伺うのと、②として保育所、保育園への入所希望にこたえる改善の見通しについてであります。待機待ち児童はいないということではあります、現実には私のところにも相談が来ておまして、その相談者は入れていないということでもあります。そのことをちょっと聞きたいので、初めにその見通しを伺いたいと思います。

以上です。

○柳 勝次議長 一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。おむね 10 分間。

休 憩 午後 3時57分

---

再 開 午後 4時11分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

一般質問の質問が既に終わっていますので、順次答弁を求めます。

まず、中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、私のほうからは、国民健康保険についてということにつきましてお答えをさせていただきます。

まず、①の後期高齢者制度は国保会計にどのような影響を与えたかということでございます。お尋ねのとおり、今回4月1日に後期高齢者制度が新設されまして、それに伴いまして、老人保健制度が廃止をされております。また、国保会計に与える影響ということでございますので、これと同時に、またその他の改正、退職者医療制度も経過措置を残しながら廃止をされ、前期高齢者の町政制度が新設をされたところでございます。この点につきましても、あわせてご説明をさせていただきたいというふうに考えております。まず、この両方の点から、国保会計への影響を予算ベースでちょっとご説明をさせていただければと考えております。まず、歳出の面におきましては、老人保健制度の廃止によりまして、老人保健拠出金が本年度、20年度は1カ月分を残しまして20年度予算から減額となりました。これに対しまして、新たに後期高齢者支援金として支出が組まれております。それと同時に、国

民健康保険の保険者として義務づけられました特定健康診査、保健指導等の経費が支出の増として計上されております。この老人保健拠出金の減額分と後期高齢者の支援金及び特定健康診査等の経費増額分を差し引きをいたしますと、約566万3,000円ほどの支出の減になります。この分が国保会計といたしましては負担の減になるというふうになるわけでございます。

次に、歳入面について考えてみますと、国民健康保険から後期高齢者へ移られた方の影響によりまして、国民健康保険税が減額になります。また、退職者医療制度の改正に伴いまして、退職者療養給付費交付金が減額になります。一方、新たに前期高齢者調整交付金が国保会計に交付されることになりまして、この国保税及び退職者療養給付費の減額分と前期高齢者調整交付金の増額分、これを差し引きをいたしますと、約1,954万8,000円の歳入増となります。つまりこの歳出におきます負担減となる額566万3,000円と、歳入増となります1,954万8,000円をプラスいたしますと、2,521万1,000円ほどが平成20年度におきます国保会計にとってのプラス分というふうに考えられるわけでございます。ただし、これはあくまでも予算上のことでございまして、今後この調整交付金等の額、これが決まってまいりますと、それによつての増減はあるというふうに考えております。

それから、第2点目でございますが、医療給付費の今後の伸びと保険税の推移はということございまして、ここが非常に難しいところでございますけれども、今現在ですと、少子高齢化の構造、これは本町の国保の構成につきましても当然例外ではなく、今後高齢化率は進むものというふうに考えております。また、退職者医療制度の廃止によりまして、退職のほうから一般に移られた方の医療費の状況、こういったものが今年度につきましても、まだこの4月分の医療費、こういったものが出ておりません。特にこのような形で本年度改正になった部分で、実際に国保に属する医療費の状況がどうなってくるかというのは、4月分も出ていない段階では、非常に予測をすることが難しいということでございます。ただ、この制度改正によりまして、今後どのような形になっていくか、この実績等を見ながら十分検討してまいりたいと、注意深く推移を見守っていきたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、国保の抱える問題というのは、他の医療保険も同様でございますが、特に国保につきましても高齢化率が上がってくるということを考えますと、将来的には非常に厳しい状況にあるということについては間違いのないところだというふうに考えております。

それから、3点目のジェネリック薬品の使用状況でございます。議員さんのお話の中にございましたように、ジェネリック薬品の使用につきましても、厚生労働省のほうも非常に推進について力を入れておるといふふうに承知

いたしております。国といたしましては、このジェネリック薬品の使用を最低30%程度は上げていきたいというような考え方を持っているというふうにも聞いております。今回この議員さんのお尋ねの中で、町内の医療機関等につきまして調査をさせていただきました。町内の医療機関におきましては、私どもでお聞きをしましたところが、大体最低で29.8%、それから最高では40%程度ジェネリック薬品の使用を今しているというような状況であるようでございます。国におきましては30%の目標を立てながら、実際には17%程度の達成率ということで、本年度も処方せん等の様式を改正するなどして、ジェネリック薬品の使用の推進に当たっているというふうに聞いております。この内容につきましては、従来は処方せんの中でジェネリック薬品にかえていいもの、それを記載するというか、そこで署名をするような形になっていたものが、今回の処方せんの改正におきましては、変更してはならない、そういった場合のみ署名をするというような形で普及を図っているというふうに聞いてございます。今後、このようなジェネリック薬品の使用につきましては、非常に効果が大いいと、医療費の削減につきまして大きいというふうに国も推進を進めているところでございまして、町内の医療機関に薬局等につきましても、今回調べさせていただいたところが非常に関心を高く持っていらっしゃるというふうに感じたところでございます。

以上でございます。

○柳 勝次議長 次に、田邊環境課長。

○田邊淑宏環境課長 それでは、私からナンバー2のごみ問題についての①、②についてお答えさせていただきます。

ごみの収集につきましては、各家庭に配布しておりますごみ分別収集カレンダーで、種類ごとにごみの分け方、出し方を細かくお願いして、町民の皆さんにご理解とご協力のもとに出していただいております。それを収集し、運搬しているというものでございます。①の有害ごみにつきましては、電池、そして蛍光灯、水銀体温計、それに使い捨てライターの種類に分けて、中身の見える袋に入れまして、また中身の見えないものにつきましては、袋に有害物の名前を明記いたしまして、月1回の第2水曜日にステーションに搬出していただく。それをトラックで収集し、小川地区衛生組合に運搬しているというものでございます。現在このような方法で収集しておりまして、特に支障はないかと考えておりますが、改善するような点があれば、その都度検討し、必要に応じて対応していきたいと考えております。

次に、②の合理的理由は何かということでございますけれども、プラスチック類につきましても、ごみ分別収集カレンダーによりまして、資源プラ、廃プラの2種類に分けて指定された別々の日にステーションに出していただい

て収集し、運搬し、処理しているというものでございます。この資源プラと廃プラにつきましては、処理に要する費用等が違いまして、当然処理が大変であります。廃プラスチックにつきましては、経費がかかるわけございまして、高いものでありまして、分けることによって処理費の軽減にもなっているというものでございます。また、危険性の面から考えましても、できる限り分別してもらうようにご理解とご協力をいただいているというものでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 次に、小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 それでは、大きな3番の七小の体育館についてお答えをさせていただきます。

七小の体育館につきましては、昭和42年3月に竣工して、41年ほど経過をしているところでございまして、お尋ね、建て替えかということでございませけれども、現在の考え方といたしましては、改築、いわゆる建て替えの方向で考えていきたいというふうにご考えておるところでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に、井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 ナンバー4の子育て施設についてお答えをいたします。

①でございますが、入室可能人数につきましては、県の放課後児童クラブ運営基準で休憩、学習、遊びができる部分が児童1人当たり1.65平方メートルというふうにご定められております。この基準で申し上げますと、菅谷のひまわりクラブの入室可能人数が80人で、現在の利用者数は71人でございます。同様に志賀のてんとうむしクラブが73人で利用者数は60人、七郷の子ども森が35人で利用者は34人という状況でございます。それぞれの利用者数を申し上げましたが、これは4月時点での最大の人数と、1日の最大の人数を申し上げました。

②でございますが、5月1日現在、町内の入園児数の状況を申し上げますと、東昌保育園が65人で、定員の108.3%、東昌第二保育園が62人で定員の103.3%、嵐山若草保育園が68人で定員の113.3%、嵐山しらこぼと保育園が48人で定員の106.7%という状況でございます。待機児童の解消策といたしまして、定員に対する緩和措置というのが認められておまして、4月の時点では定員の115%まで認められております。また、5月以降につきましては、定員の125%まで入園させることができるわけですが、育児休暇中の保育士が東昌保育園で1人、東昌第二保育園で2人おまして、園児に対する保育士の配置基準、これが定められているわけでございますが、このためしらこぼと保育園を除きまして125%まで入園させ

ることができないという状況になっております。町といたしましては、入所希望に応じることができるよう、保育園に対しまして保育士の確保、これをお願いしているところでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 初めに、国民健康保険についてであります。①の関係は、むしろ後期高齢者制度が導入されて町はよかったというような結果であるわけで、どうしてかなというちょっと疑問もあるのです。この間、値上げをしているところが幾つかありまして、そういうところではむしろ導入によって国保会計が苦しくなってきたということがありますので、嵐山町がなぜこういうことでプラスになるのか、もしおわかりでしたら、伺いたいと思います。

それから、2番の問題ですが、医療費が保険税と考えて今後は厳しいことが考えられるということは、これは医療費が今後も伸びていくということは、ある程度だれが考えてもわかることだというふうに思うのです。それは、1つは医療技術の進展によるものと、医療機器の高度化によっていくもののがあって、それに団塊の世代がこれからお年寄りになっていくということがありますから、当然そういうふえていくということは考えられるわけです。ちょっとまず初めに、国はこの医療費の伸びを国民に負担させようとしているわけで、特に後期高齢ではお年寄りから大きな反発があったように、負担が大きいのであったわけで、これ河井議員さんもお指摘しておりましたけれども。こういうやり方でやっぱり国民はこれからは受け入れていかないだろうなというふうに思うのです。そういう点で、これもちょっと私、国に対してのものなので、もう結構ですから。高速道路をつくる金があっても、やっぱり医療費に回す金はないということでは、これからのことを考えると国民が納得しないというふうに思います。国民の命と健康を守っていくやり方に国も変わっていかないといけないなというふうに思うわけです。それで、では町でできることは何かということで、1つは健康維持を持続させるということです。もう一つは、この安いジェネリック薬品を広めていくということかなと思っております。それで、今回ジェネリック薬品の問題を取り上げたわけなのですが。

そういうことで、今お答え聞きましたら、国の目標は30%です。これ私も申し上げようと思ったのですが、お話ししていただきましたので。下が29.8ですから、もう国目標に近いと。上は40%ということですから、もうかなり上回っているわけで、大変結構なことだなというふうに思います。これでいいというか、これからどうするかと。やはりもっと広めていく努力というものを町はしていく必要があるなというふうに思うのです。ちょっと課長が処方せんの書き方が変わったということで、私も課長がおっしゃったことで、またある程度



進むと思うのです、この4月から。ジェネリック薬品を基本にして、それ以外の薬品を使う場合は理由をつけなさいということでありますから、なかなかそこ.....基本がもうジェネリックでありますから、進むと思うのです。ただ、抵抗している勢力といいますか、日本医師会はなかなかジェネリックに対して理解がされていないのです。飯沼雅朗さんというのですか、常任理事が9月12日に記者会見で、この調査を行って、その中でちょっと結論だけ言いますと、7割近くの医師が効果に疑問、問題というふうに感じていると。後発品を書類審査だけ、厚生労働省がこういう書類審査だけで認めているからこういう問題が起きるのだということで、余り賛成して、余りというか、賛成していないのです。そうすると、医師によっては、理由をつければ、先発薬品にかえられるわけですから、やはり先発薬品も一定程度使われるのではないかなと思うわけなのです。

それでは、どうするかということなのですが、ジェネリック薬品を患者の側がジェネリック薬品にしてくださいということにすれば、これはジェネリック薬品になるのです。そういうことをぜひ嵐山町もやって、もっと広めていただけないかなということなのです。どういうふうに行っているかということ、こういうカード、このちょっとオレンジの下、これ普通のカードの大きさです。こういうカードを配って、これには「ジェネリック薬品お願いカード」ということで、裏に「ジェネリック薬品でお願いします」ということなのです。こういうカードを使って患者さんに使っていただいて広めていくということが必要だというふうに思うのですけれども。既に茨城県では、たしか阿見町が最初だと思うのですけれども、ちょっと電話で確認したのですけれども、多分うちが最初でしょうというふうに言っていました。まだ去年の4月からやっていて、私が電話したときにはまだ総括ができていないので、全体的なことはちょっと申し上げられませんということだったのです。ですから、結果はどうだったか、まだつかめていないのですけれども、こういうことでやって、常陸太田市も、これ茨城県の、去年の9月だったかな、やり始めたのです。嵐山町もぜひこういうカードを示して、私の薬品はジェネリックにしてくださいというカード化をぜひご検討いただきたいと思うのですけれども、そのお考えを伺いたしたいと思います。

それから、ごみ問題なのですが、これ町長にお答えいただきたいのですけれども。1つは、①は有害ごみの問題なのです。この問題は前にもお話ししましたけれども、袋に入れて電池や蛍光灯や体温計や、中には割れているものもあるわけです。割れているものを出して、ビニールが完全に穴があいていないとは限らないわけで、実際には、たまっていたという話も聞いたのですけれども、雨が降ると、ビニールの中に入っていつちゃうわけです。それが水銀が流れ出るということになるわけで、やっぱりこれはこの回収方法

は変えていくべきだというふうに私は思うのです。どういうふうに変えるかという、不便にはなりますけれども、ほかでもやっています拠点回収、例えば公民館の屋根の下に置くとか、集会所の屋根の下に置くとか、そういう方法をぜひとっていただけないかなというふうに思うのです。特に嵐山町は、水と緑豊かな快適なまちづくりを目指して、つまり環境を重視している町でありますので、少しでも環境を汚染されるような方法は改善するということが必要だと思います。そういう点で、改善するお考えを第1点に伺いたいと思います。

続けて、2番の資源プラと廃プラの関係なのですが、金額が資源プラは1トン当たり2万9,400円、廃プラは1トン当たり3万4,650円なのです。平成19年度は資源プラは364トン、560キロ、廃プラが200トン、580キロであります。確かにこの金額を聞けば、仮に私の言っているように、一緒にしてしまっ、高い廃プラのほうにしてしまったら、幾らふえるのだということになると思うのですが、それもちょっと計算したのですけれども、大体といいますか、資源プラの364トンの廃プラの値段、1トン当たり3万4,650円、これで計算すると1,261万2,600円になるのです。今が1,070万1,600円ですから、この差額が191万1,000円なのです。約200万円です。200万円も違うのだから、今のほうがいいではないかということになるかと思うのですが、ただ実際はパッカー車だっ、回収車だっ、費用を払っ、回収しているわけですから、ただこんなにはなるとは思いません。200万円もパッカー車を動かすのにならるとは思いませんけれども、その分は経費としてかかっているということであるわけです。

私は、もっと問題を感じているのは、今一緒に燃やしているわけです。それを別々に回収するためにパッカー車が別の日に動かなければならない。今の時代、遠くのものから取り寄せて、これは食べるものとか何か使うものとか、そういうことはやめていこうと。できるだけ地産地消を推進していこうと、そしてそれが地球温暖化を防ぐ行動になっていくのだと、CO2削減になっていくのだということで、今世界レベル、地球グローバルな感じで動いているわけです。ですので、この分別は、意味があれば、私は続けていく必要があると思うのですけれども、意味のない分別であるというふうに考えざるを得ないのです。ですので、ただ今すぐやると出費のほうが大きくなってしまいますから、エコ計画にぜひ相談していただきたいと思うのです。一緒に燃やしてしまっているのですから、金額面の相談をしていただいて、少し資源プラも入っている分だけ落としてもらっ、トン当たりの金額、環境によいようにパッカー車を無理して2台出すことのないようにしていくことをやっていただきたいと思うのですけれども、その点をちょっと伺いたいと思います。

それから、七小の体育館ですが、なるほど建て替えということですが、ぜひよろしくお願ひしたいと思うのです。建て替えをするということですから、実態はご存じだと思ひます。もう雨漏りがするということで、先生方、子供たち、私もちょっと聞いてみたのですけれども、ひどいよといひますか、ひどいわけですが。建て替えのちょっと時期をおつしやっていたかかなかつたので、その時期と、それと通路の部分まで水浸しになってしまうわけです。その辺のことは何か対策をとって行くのか、あわせて伺ひたいと思ひます。

それから、4番目の学童保育の問題です。各保育室の人数が出されて、みんなといひますか、七郷以外はちょっと多いのだなということをお改めて実感しました。全国学童保育連絡協議会並びにこども未来財団がつくっているところでこういうを出しているのです。「放課後児童クラブにおけるガイドラインに関する調査研究」、この2つの団体が1、学童保育の規模の上限は40人までとすることが望ましいと、そして41人以降は保育室を分けていくべきだということなのです。こども未来財団は、加えてこういうふうにも、放課後児童指導員と子供が信頼関係を結べ、なおかつ子供自身がお互いを生活のメンバーとして知り、認め合える規模としておおむね40人程度が望ましいということをお言ひしているわけですね。そういう点から考えますと、菅谷と志賀の保育室はちょっと多いなというふうにお思ひわけです。厚生労働省は、2010年度から71人以上の施設の補助金を廃止するという方針も打ち出しているわけですから、この辺の特に強い思ひ、急ぐ必要があるというふうにお思ひますけれども、その辺のお考えを伺ひたいと思ひます。

それから、保育園の関係なのですが、私は嵐山町のこの保育園での制度というものは、よくできているというふうにお思ひしております。ただ、先ほど私に相談が来たという人がおりますが、その方が4月の後、相談に来たわけなのですけれども。4月の後ですから、難しい面もあることはもうわかっています。相手方にも話しております。ただ、子育ての中で母子家庭ですから、非常に優先度は高いわけですね。そういう人を何とか見ていただけないかなということ、そういうことで今後の見通しということをお聞きしたのですけれども。今は育児休暇中の方が保育士でいるということ、それはそうだなというふうにお思ひしております。ただ、そういう希望者がいるに、いかにこたえていくかというのを、やっぱり役場としてもお考えいただきたいなというふうにお思ひますけれども、このかわりの人を入れていくということ、それで済むわけですので、そういう方向性として見ていく、とるお気持ちがあるのか、伺ひたいと思ひます。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは、順次答弁を求めます。

まず、中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、後期高齢者制度に移りまして、国保会計の中で国保税等を引き上げたところがあるというお話でございます。私のほうもその引き上げたところがあるということは承知いたしておりますけれども、その引き上げの原因ということにつきましては、ちょっと調査、分析したことございませんので、承知いたしておりません。ただ1点、国のほうからも今回の後期高齢者の意向に合わせて引き上げたところ、そこについてはそれぞれがその引き上げの原因をよく分析するようにと、そしてよく説明をするようにというような通知は参っております。中にはその保険事業等の内容、そういった構成も違っておりますし、そういったことでの引き上げということで、後期高齢に移ったからの引き上げではないと、そういった事情もあるように伺いをしております。ただ、具体例としてはちょっと調査しておりませんので、大変申しわけございませんが、お答えできないところでございます。

それから、2点目の医療給付費の議員さんおっしゃいますとおり、その年齢構成といいましょうか、そういったことだけを考えれば、非常に国保会計につきましては高齢化、先ほど申し上げましたように進んでいるということについては避けられないところでございます。これはもう社会構造がそうなっているところでございまして、その構造上は、もうやむを得ない。ただ、今回その制度改革の中で特定健康診査、こういったものが義務づけられた背景、これはやはり根底にあるのは、いかに健康で長生きしていけるかということの基本にして考えている制度であろうというふうに私は思っております。また、そうあらなければならないのではないかというふうに思っております。今回特にその点に注目をしたというのは、このメタボリックシンドローム、これを原因としながら、生活習慣病に発展していくケースは、非常に重症化につながるケースが多いということは、透析だとか、非常にその生活上、不便を来してくる、また医療費もかかってくる、そういったものにつながるケースが非常に多いということで、その部分をいかに早く自己管理といいましょうか、指導をしながら防いでいって、健康な生活を送っていただくかというところが一番のポイントなのではないかなというふうに私は考えております。そういった点で、特定健康診査につきましては、今回義務化されたわけでございますが、これは義務化をされたから国民健康保険の財政上云々ということではなくて、町民の皆様方の健康の増進につながるという観点で、その努力をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、最後にジェネリック薬品の使用につきまして、日本医師会のほうでは反対の声もあるのだというような議員さんのお話でございました。ただ、

私どもの認識といたしますと、アメリカ、イギリス等の先進諸国といいたし、そういったところでは、そのジェネリック薬品の使用率というのは、もう50%を超えているというふうにも聞いておりますし、先ほど申し上げましたように、厚生労働省といたしましても、国といたしましても、こちらの推進を図っているというふうに私は認識をいたしておまして、そのような形で進むことはいいことではないかというふうに考えております。また、議員さんの今お話のありましたようなカードの使用等につきましては、大変申しわけございませんが、私のほうでは認識不足でございまして、存じておりませんでした。今後、そういった利用方法がありまして、そういった活用ができるのであれば、調査研究をさせていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○柳 勝次議長 次に、小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 それでは、2点にわたりましてお答えをさせていただきます。

まず、時期はということでございますけれども、この件につきましては、河井議員さんの答弁で町長よりお答えがあったわけでございますけれども、21年度設計、そして22年度工事施行という形で現在考えております。

それから、通路の水浸しの件がございました。ちょっとろ覚えで申しわけないのですが、4月の入学式だったかというふうに記憶しているのですが、量は何ミリとかというのはちょっとわからないわけですが、ある程度の量がありまして、通路の部分が水浸しになったということで、私ども職員と一緒に現地へ飛びまして、集水升等の泥の除去とか、そういったことでやってみたのですが、一時的にはぐっと引くというのではありませんでした。ただ、半日程度というか、時間がたつと減っていくということで、ただ、そうしますと、考えてみますと、排水管等にも相当の泥等が入っているというふうに考えられますので、一時的な対応というのなかなかできない分がありますので、この建て替えにあわせて考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ごみ問題についてでございます。有害物質のこの袋が破けてしまうということで、それについて回収方法はまずいのではないかとございまして。議員さんおっしゃるように、屋根の下、そして流れ出てしまわないような方法がいいのではないかとございまして。今の方法で不都合があれば、それも直すことは当然だと思いますし、検討をしていかなければいけないと思っております。それは、この資源プラと廃プラの分

別もそうなのですけれども、いずれにしても、ごみというのが、まぜればごみ、分ければ資源という考え方で進めているわけでありまして、いずれにいたしましても、みんなまぜて出してしまうえばいいのだという意識でなくて、できれば分別をしてというようなことが基本であるわけでありまして。そういう中で、今お話しのようなところがパッカー車2台あるのは無駄ではないかというようなこと、あるいはそこのところを出すところと相談をしてみなさいよというお話でございます。こちらも不合理なところがあれば直していく必要はあろうというふうに思いますので、こちらも検討をしてみたいというふうに思っております。

○柳 勝次議長 大変失礼しました。答弁の中に「井上健康福祉課長」が漏れていました。

井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 答えをいたします。

ご指摘いただきましたように、2010年、平成22年度でございますが、71人以上の大規模学童保育室、これについては補助金が廃止されるということが予定されております。これを受けまして、今年2月6日付で菅谷のひまわりクラブから現在の学童保育室を二分割にしてほしい旨の要望書が提出されておりました。町といたしましては、2月25日付で平成21年度に必要な予算措置を行い、現在の西側に保育スペースを確保し、分割していきたいというふうに回答を返しているところでございます。

次に、保育園の関係でございますけれども、今現在でございますけれども、嵐山しらこぼと保育園では余裕があるわけございまして、そこに措置ができる状況になっております。しかしながら、今川口議員からお話がありました方につきまして、私も承知しておりますが、東昌第二保育園に入りたい、そのような話でございました。その方のお話をちょっと担当者が伺ったわけでございますけれども、話を聞いてみますと、3人のお子さんがいらっしゃる方ございまして、5歳と4歳と2歳の子供さんがいらっしゃる。そのうちの年長の5歳の子供さんを入園をさせたいと。理由としては、学校へ入る前に集団生活になれさせたいというような趣旨のことをおっしゃったということでございました。母子家庭でございますので、優先順位といたしましては高いわけでございます。町には第1から第9優先までございまして、母子家庭は虐待を受けているような児童が第1番目でございますけれども、第2優先は生保世帯、母子家庭、父子家庭世帯は第3優先ということで、優先度としては大変高いわけでございますけれども、今お話を申し上げました理由、あるいはその方が家族と同居されていると、その中に祖母の方もいらっしゃる、今現在は祖母の方が面倒を見ていらっしゃる、というような状況もござい

ます。もろもろの事情もございまして、今現在、先ほど育児休暇中の保育士の方が東昌で1人、東昌第二で2人いらっしゃるということで、なかなか定員を超えた人数が預かれないわけがございますけれども、理由を申し上げてご理解はいただいているというふうに私どもは考えておりますけれども、あきが出るまでの間、待っていただいていると。あきが出た場合には、母子家庭ということでございますので、優先度が高いということでございます。そういうようなことで、大変すぐにその措置ができればもちろんよろしいわけでございますけれども、もろもろの事情もございまして、今そういう現状になっているということでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

---

### ◎会議時間の延長

○柳 勝次議長 本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長します。

---

○柳 勝次議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) ジェネリックの問題なのですが、認識が違うということのお話があったのですけれども、先ほどもお話ししましたように、これ日本医師会の飯沼常任理事、この人が代表して記者会見を行っているのです。それをご紹介しているように、7割近くの医師が効果に問題があるということで、使用はできるだけ控えたいということなのです。ですので、7割といったら全体の多数派ですから、多数派のお医者さんがジェネリックを使いたくないということですので、理由を書けば先発薬品を使えるわけですから、それは理由は何の目的というところであれですけれども、書きようはあるのだと思うのです。ですから、本人がそういう腕がよくても、そういうことで先発薬品を使うようなお医者さんであれば、本人が申し出る以外にないわけなのです。ですから、このカードというのは、そういうのに大きく影響するといいますか、影響するというわけです。大したことはないではないかと、こう思うかもしれませんが、高血圧なんていうのは毎日飲むわけですので、年間で約7,600円ぐらいだということです。骨粗しょう症の場合は9,210円ということで、この差額分を盛っているのですけれども、これは1人ではありませんから、やっぱり人数がふえれば、それだけの医療費が少なくなってくるわけですから、変わったというものは、ぜひそういう意味でよくご検討いただきたいと思うのです。これちょっと町長に答弁いただきたいと思っております。

それから、ごみ問題なのですが、ごみ問題は、これ問題があるから私は申し上げているのです。つまり有害ごみです。何が有害かという、水銀が

入っているからなのです。水銀が一般的に流れ出してしまったら、これまずいでしょう。少しだってもまずいわけです。絶対に流れ出さないような方法をやっぱりとっていかないといけない。今ではちょっと入れて割れてしまったりしたら、ビニール袋も破けてしまうこともあるわけで、実際にあつたということなので、雨が落ちて流れ出ていると。恐らく流れ出てしまうでしょう。これそういうものを防いでいかないといけないということなのです。ぜひこれは検討なんて言っていないで、もう早速考えたいという答弁いただきたいと思うのですが、ちょっと伺いたいと思います。

それと、資源プラと廃プラの問題なのですが、要は1つは地球環境の視点でお考えいただきたいと。パッカー車1台減らしてほしいということです。廃プラの回収というのは、やめても全然問題ない。意味のある分別なら、私はぜひそれはして行ってほしいと申し上げますけれども、一緒に焼却しているのですから、何の意味もないわけです。問題は金額だけなのです。金額も先ほど申し上げましたように、200万円ぐらいですから、パッカー車の委託金を入れると、どこまで縮まるかなと思うのです。それでCO2を出しながら回収をしていくということであるから、これは大変不合理なわけです。ただ、私はすぐにやってくれと言っておるのではありませんので、ぜひエコ計画等にこれ金額下げていかないと、確かに負担というのは、一円でも負担というのはやっぱりあるというのはまずいわけで、その辺の話し合いをぜひ進めて行ってほしいというふうに思うのですけれども、これもう一度、伺いたいと思います。

七小の体育館についてはわかりました。設計施工、当たり前ですが、河井議員さんに聞いたのと同じですよ。すみません、これはちょっと私の聞くあれが間違っていました。

以上です。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 このカード化というお話、私も大変認識がなくて申しわけないわけなのですが、そういうような状況がとれれば、とっていったほうがいいのかと思いますので、おっしゃるとおりだと思っております。それで、国の30%、実質17%、それで嵐山町が30から40というような話でございます。医師会が反対しているならだめではないかということですがけれども、実際嵐山は30から40いつているわけですので、しかもすべてのお医者さんが医師会に入っているわけではありませんし、その医師会の中の考え方というのは、どこからどうなのかということも、医師会のその会長さんですとかなんとかというのは、大きく新聞に出ますけれども、入っていない人の考え方というのは新聞にも



出てこないかもしれませんので、わかりませんが、そういうような状況も踏まえて、カード化というようなことで効果が嵐山町にとってもいい方向がとれるということであれば、検討もこれもしていきたいというふうに思っております。

それから、有害ごみ、それからパッカー車、これもやらないと言っているのではないのです。ですから、検討して、調査をして、しっかりどういう方向がいいか、進めていきたいというふうに思っております。

○柳 勝次議長 どうもご苦労さまでした。

---

### ◎散会の宣告

○柳 勝次議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時02分)